

令和 5 年 度  
( 2 0 2 3 年 度 )

練馬区監査結果報告集

令和 6 年(2024年) 9 月

練馬区監査事務局



## 令和5年度練馬区監査結果報告集 目次

### 令和5年度監査の概要

1 監査委員	1
2 監査基準および監査基本計画	5
3 令和5年度監査等実施状況	6

### 定期監査の監査結果

1 定期監査	9
2 定期監査	12
3 定期監査	15
4 定期監査	17
5 定期監査	19
6 定期監査	22
7 定期監査	25
8 定期監査	27
9 定期監査	29
10 定期監査	31

### 財政援助団体等監査の監査結果

1 財政援助団体等監査	35
2 財政援助団体等監査	37
例月現金出納検査結果	43
決算等審査結果および財政健全化判断比率審査結果	71

### 職員賠償責任監査の監査結果

「職員の期末・勤勉手当に係る源泉徴収所得税の納付遅延に関する監査請求」	79
-------------------------------------	----

### 行政監査結果

「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」	81
------------------------------	----

### 資料

1 練馬区監査委員条例	
2 練馬区監査委員監査基準	
3 令和5年度練馬区監査基本計画	

# 令和5年度監査の概要

## 1 監査委員

### 1 監査委員制度

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第 180 条の 5 第 1 項および第 195 条第 1 項によって、普通地方公共団体に必置される執行機関の一つです。特別区においても、法第 283 条第 1 項で必置機関とされています。

その地位は、行政委員会としての性格を有し、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行および普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査を基本的な職務とする独任制の機関です。

監査委員は、上級機関の指揮監督を受けず、長からも独立して、その権限を行使します。また、他の合議制の行政委員会とは異なり、各監査委員が単独で監査を行うことができます。

ただし、監査結果の報告の決定または意見の決定など一定の場合は、監査委員の合議によるものとされています。

#### 設置および定数（法第 195 条）

普通地方公共団体には監査委員を置くこととされています。監査委員の定数は、都道府県および政令で定める市（人口 25 万人以上の市）では 4 人、その他の市町村では 2 人ですが、条例でその定数を増加することができます。

#### 監査委員の選任（法第 196 条）

ア 監査委員は、区長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、区の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者および議員のうちから選任します。この場合、議員のうちから選任する監査委員の数は、都道府県および政令で定める市（人口 25 万人以上の市）では 2 人または 1 人、その他の市町村では 1 人とされています。なお、議員選出の監査委員の選任義務については、平成 30 年 4 月から緩和されています。

練馬区では、監査委員の定数が 4 人ですので、議員のうちから選任する監査委員の数は 2 人または 1 人とされていますが、練馬区監査委員条例（以下「条例」という。）第 2 条により 2 人と定められています。

イ 識見を有する者のうちから選任される監査委員の数が 2 人である普通地方公共団体にあっては少なくともその数から 1 を減じた人数以上は、当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものでなかった者でなければなりません。

ウ 識見を有する者のうちから選任される監査委員は、常勤とすることができます。

エ 都道府県および政令で定める市（人口 25 万人以上の市）にあっては、識見を有する者のうちから選任される監査委員のうち少なくとも 1 人以上は、常勤としなければなりません。

練馬区では、条例第 3 条により、常勤監査委員の数は 1 人と定められています。

練馬区監査委員（令和6年3月31日現在）

氏名	選出区分	任期
横野 茂	識見を有する者（常勤・代表）	令和3年10月21日～ 令和7年10月20日
萩野 うたみ	識見を有する者	令和5年3月8日～ 令和9年3月7日
小泉 純二	区議会議員	令和5年6月9日～ 令和6年6月6日
石黒 たつお	区議会議員	令和5年6月9日～ 令和6年6月6日

令和5年度中に交代した前任者はつぎのとおりです。

上野 ひろみ 区議会議員（令和4年6月7日～令和5年5月29日）

うすい 民男 区議会議員（令和4年6月7日～令和5年5月29日）

2 監査委員の職務

監査委員は、監査、検査、審査を実施します。

監 査

ア 定期監査（法第199条第1項、第4項、第5項）

区の財務に関する事務の執行および区の経営に係る事業の管理について、適正にして合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として以下のとおり実施します。

練馬区においては平成21年4月に「財務監査」から「定期監査」へと名称を変更しました。

(ア) 財務監査・工事監査（法第199条第1項、第4項）

毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて監査を実施します。

(イ) 随時監査（法第199条第1項、第5項）

上記(ア)のほか、必要があると認めるときは、いつでも財務監査を実施することができます。

財務に関する事務の執行とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金および有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行すべてを含みます。職員の出勤状況も財政経理的見地から監査できます(昭和28年4月13日行政実例)。経営に係る事業とは、上下水道・電気・ガス・軌道の各事業、自動車運送・船舶その他の運送事業あるいは地方公営企業法にいう企業のほか、森林・市場・牧野の経営等の収益事業を含みます。なお、練馬区には、現在、監査対象となる「経営に係る事業」はありません。また、「管理」とは、広く当該業務の運営全般を指します。

イ 行政監査（法第 199 条第 2 項）

区の事務事業のうち、特定のものを取り上げて、全般的な観点から当該事務事業が合理的かつ効率的に行われているか、その事業目的を有効に達成しているかなどの点について、体系的かつ総合的に実施します。

ウ 住民の直接請求による監査（法第 75 条第 3 項）

住民（選挙権を有する者の 50 分の 1 以上の連署）からの直接請求に係る事項について実施します。

エ 議会の要求による監査（法第 98 条第 2 項）

議会からの要求に係る事項について実施します。

オ 区長の要求による監査（法第 199 条第 6 項）

区長からの要求に係る事項について実施します。

カ 財政援助団体等の監査（法第 199 条第 7 項、地方自治法施行令第 140 条の 7）

補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体、4 分の 1 以上の出資をしている法人、借入金の元本または利子の支払を保証している団体、区が受益権を有する不動産の信託の受託者、公の施設の管理を行わせているものに対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ確実に行われているかどうかを主眼として実施します。

キ 公金の収納支払事務に関する監査（法第 235 条の 2 第 2 項）

指定金融機関に対し、必要があると認めるとき、または区長の要求に基づき、公金の収納および支払に係る事務処理が法令等の規定どおりに行われているかどうかを主眼として実施します。

ク 住民監査請求による監査（法第 242 条）

住民からの請求に係る事項について実施します。

ケ 職員の賠償責任に関する監査等（法第 243 条の 2 の 2 第 3 項および第 8 項）

会計管理者、会計管理者の補助職員、資金前渡受者、動産保管職員または物品使用職員が故意または重大な過失（現金については故意・過失）により、その保管に係る現金、有価証券、物品等を忘失し、または損傷したことに關する事実の有無・賠償責任の有無・賠償額の決定について、区長の要求に基づき実施します。

また、決定された当該賠償責任について、区長がやむを得ない事情があると認めて議会の同意を得て当該賠償責任の全部または一部を免除しようとする場合には意見を求められます。

## 検 査

### 例月現金出納検査（法第 235 条の 2 第 1 項）

毎月例日を定めて、会計管理者の行う現金（歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。）の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施します。

## 審 査

### ア 決算審査（法第 233 条第 2 項）

会計年度ごとに、区長から審査に付された決算書その他決算関係書類に基づき、計数に誤りはないか、財産管理は適正か、予算の執行は適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

### イ 基金運用状況審査（法第 241 条第 5 項）

会計年度ごとに、区長から審査に付された基金運用状況を示す書類に基づき、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施します。

### ウ 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項）

区長から審査に付された財政の健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、計数に誤りはないかを主眼として実施します。

### 監査結果の公表(法第 199 条第 9 項)

監査の結果は、原則、議会および区長ならびに関係のある行政委員会に提出するとともに、これを公表しなければなりません。

### 監査委員が付す意見（法第 199 条第 10 項）

監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、区の組織および運営の合理化に資するため、監査結果報告に添えて意見を提出することができます。

## 合議制

監査委員は、監査を実施する独任制の執行機関であるため、監査委員 1 人で監査を行うことが原則です。ただし、監査結果の報告の決定、意見の決定については、全員の合議により決定することが必要です。

同一事項については、各委員が異なった判断をした場合であっても、合議が成立するよう最大限努力する必要がありますが、万一合議が整わない場合は、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を区長等に提出し、公表しなければなりません。

## 2 監査基準および監査基本計画

### 1 監査基準

監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的としています。

監査委員は、練馬区監査委員監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行します。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを区長等に提出します。

( 練馬区監査委員監査基準については、「 資料 2 」参照 )

### 2 令和 5 年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準第 12 条の規定に基づき、毎年練馬区監査基本計画を策定しています。令和 5 年度における監査の基本方針は、つぎのとおりです。

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。)を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合規性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員の「指摘」のみならず、監査時の個々の「要請」および「口頭指導」についても確実に改善されるよう、各所管(指摘等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。)の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。

過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。

個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。

区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を始めとする社会情勢の大きな変化を踏まえ、区への対応状況等に即して、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

( 令和 5 年度練馬区監査基本計画については、「 資料 3 」参照 )

### 3 令和5年度監査等実施状況

#### 1 定期監査

##### 財務監査

対象 96 課 60 施設

##### 工事監査

対象 8 箇所

##### 監査結果

指摘事項 無し

#### 2 財政援助団体等監査

対象団体数 22 団体

##### 監査結果

指摘事項 無し

#### 3 例月現金出納検査

会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合した結果、例月現金出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

#### 4 決算・基金運用状況審査

決算 5 件（一般会計、国民健康保険事業会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計、公共駐車場会計）

基金 1 件（用地取得基金）

##### 審査結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

5 財政健全化判断比率審査

実質赤字比率

連結実質赤字比率

実質公債費比率

将来負担比率

審査結果

健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

6 行政監査

「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」

7 職員の賠償責任に関する監査

「職員の期末・勤勉手当に係る源泉徴収所得税の納付遅延に関する監査請求」

8 住民監査請求による監査

請求無し

# 定期監査の監査結果



5 練 監 第 250 号  
令和 5 年 9 月 25 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度定期監査( 1 )監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 1 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員およびうすい民男前監査委員は令和 5 年 5 月 29 日まで関与し、小泉純二監査委員および石黒たつお監査委員は同年 6 月 9 日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

実施時期

令和 5 年 4 月 12 日から同月 28 日までの間において実日数 12 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 4 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成 30 年 1 月 23 日付け 29 練会第 427 号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和4年3月22日付け3練総職第1895号）および「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。

#### 対象部課等

##### ア 区長室

- (ア) 広聴広報課
- (イ) 秘書課

##### イ 企画部

- (ア) 企画課
- (イ) 財政課

##### ウ 区政改革担当部 区政改革担当課

## エ 危機管理室

(ア) 危機管理課

(イ) 防災計画課（以下の施設を含む。）

- ・練馬総合運動場防災備蓄倉庫
- ・北町第二防災備蓄倉庫
- ・田柄防災備蓄倉庫

(ウ) 区民防災課

## オ 総務部

(ア) 総務課

(イ) 国際・都市交流課

(ウ) 文書法務課

(エ) 情報公開課

(オ) 経理用地課

(カ) 人権・男女共同参画課

## カ 人事戦略担当部

(ア) 職員課

(イ) 人材育成課

## キ 施設管理担当部

(ア) 施設管理課

(イ) 施設整備課

## ク 監査事務局

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

5 練 監 第 322 号  
令和 5 年 11 月 29 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度定期監査( 2 )監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和5年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員およびうすい民男前監査委員は令和5年5月29日まで関与し、小泉純二監査委員および石黒たつお監査委員は同年6月9日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

令和5年5月9日から同年6月16日までの間において実日数25日間

##### 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、令和4年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金(収納金、資金前渡金等)、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年1月23日付け29練会第427号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成25年11月21日付け25練会第434号)に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画

的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和4年3月22日付け3練総職第1895号）および「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。

#### 対象部課等

##### ア 教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 学校施設課
- (オ) 保健給食課

- (カ) 教育指導課
- (キ) 学校教育支援センター（以下の施設を含む。）
  - ・学校教育支援センター光が丘第一分室
- (ク) 光が丘図書館（以下の施設を含む。）
  - ・練馬図書館
- イ こども家庭部
  - (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
    - ・児童館3館
      - 北町はるのひ（併設学童クラブを含む。）、三原台（併設学童クラブを含む。）、光が丘なかよし
    - ・学童クラブ2か所
      - 早宮さくら学童クラブ、豊玉学童クラブ
    - ・ねりっこクラブ5か所
      - 立野小、田柄小、上石神井小、八坂小、開進第一小
  - (イ) こども施策企画課
  - (ウ) 保育課（以下の施設を含む。）
    - ・保育園10園
      - 田柄、春日町第二、北大泉、光が丘第三、光が丘第七、豊玉、田柄第二、光が丘、桜台第二、早宮
  - (エ) 保育計画調整課
  - (オ) 青少年課
  - (カ) 子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）
    - ・地域子ども家庭支援センター練馬

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、産業廃棄物処理の委託方法および直営保育園における週休日の指定について、適切ではない事例が見受けられたので、監査事務局長から関係職員に対して改善策を講じるよう要請する。

その他、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員等にその都度口頭で改善を指導した。

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

令和 5 年度定期監査( 3 ) ( 土木工事 ) 監査結果報告書

地方自治法( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 3 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、上野ひろみ前監査委員およびうすい民男前監査委員は令和 5 年 5 月 29 日まで関与し、小泉純二監査委員および石黒たつお監査委員は同年 6 月 9 日以降関与した。

記

1 概要

実施時期

令和 5 年 5 月 22 日から同年 7 月 14 日までの間において実日数 4 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。

(ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。

(ケ) 工事および工程の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。

(イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

対象工事

ア 交通安全施設整備（舗装・街築）工事（主 56・主 32）

イ 橋梁修繕工事（てんびん橋、他 2 橋）

対象部課

ア 土木部道路公園課

イ 土木部維持保全担当課

ウ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

令和 5 年度定期監査(4)(建築工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項および第4項の規定により、令和5年度定期監査(4)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和5年8月9日から同月31日までの間において実日数4日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理(監理)は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。

(イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

対象工事

ア 練馬区立北町福祉作業所大規模改修工事

練馬区立北町福祉作業所大規模改修機械設備工事

練馬区立北町福祉作業所大規模改修電気設備工事

練馬区立北町福祉作業所大規模改修工事監理等業務委託

イ 練馬区立旭町小学校北校舎屋上防水および外壁改修工事

練馬区立旭町小学校北校舎屋上防水および外壁改修機械設備工事

対象部課

ア 施設管理担当部施設整備課

イ 福祉部障害者施策推進課

ウ 高齢施策担当部高齢社会対策課

エ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、軽易な業務上の誤り等については、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

5 練 監 第 307 号  
令和 5 年 11 月 29 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度定期監査( 5 )監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 5 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

実施時期

令和 5 年 8 月 14 日から同年 9 月 12 日までの間において実日数 22 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 4 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について（通知）」（平成30年 1 月 23 日付け 29 練会第 427 号）に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成25年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年 12 月 21 日付け 30 練総経第 1178 号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和 4 年 1 月 20

日付け3練総経第1876号)が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

- (I) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について(通知)」(令和4年3月22日付け3練総職第1895号)および「超過勤務命令の上限規制等の実施について(通知)」(令和元年7月2日付け1練総職第652号)が遵守されているか。
- (O) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」(平成22年11月総務部施設管理課)に基づいた施設管理が行われているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者(再委託先、再々委託先等を含む。)に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等(補助金交付団体、出資団体、指定管理者)の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。

#### 対象部課等

#### ア 企画部情報政策課

#### イ 福祉部

- (ア) 管理課
  - (イ) 指導検査担当課
  - (ウ) 障害者施策推進課
  - (エ) 障害者サービス調整担当課(以下の施設を含む。)
    - ・こども発達支援センター
  - (オ) 生活福祉課
  - (カ) 練馬総合福祉事務所
  - (キ) 光が丘総合福祉事務所
  - (ク) 大泉総合福祉事務所

ウ 高齢施策担当部

(ア) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・ 敬老館 2 館

上石神井、大泉北

(イ) 高齢者支援課

(ウ) 介護保険課

エ 健康部（練馬区保健所）

(ア) 健康推進課

(イ) 生活衛生課

(ウ) 保健予防課

(エ) 住民接種担当課

(オ) 豊玉保健相談所

(カ) 北保健相談所

(キ) 大泉保健相談所

(ク) 関保健相談所

オ 地域医療担当部

(ア) 地域医療課

(イ) 医療環境整備課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員等にその都度口頭で改善を指導した。

5 練 監 第 496 号  
令和 6 年 3 月 27 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度定期監査( 6 )監査結果報告書

地方自治法( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 6 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二監査委員および石黒たつお監査委員は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、政務活動費の監査および監査結果決定の合議に加わらなかった。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

令和 5 年 10 月 10 日から同年 11 月 6 日までの間において実日数 19 日間

##### 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 4 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金( 収納金、資金前渡金等 )、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について( 通知 )」( 平成 30 年 1 月 23 日付け 29 練会第 427 号 ) に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」( 平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号 ) に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。

(イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画

的かつ効率的に行われているか。

- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。
- (エ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和4年3月22日付け3練総職第1895号）および「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。

対象部課等

#### ア 区民部

- (ア) 戸籍住民課
- (イ) 区民事務所担当課（以下の施設を含む。）
  - ・区民事務所4か所  
練馬、早宮、光が丘、関
- (ウ) 税務課

- (イ) 収納課
- (オ) 国保年金課
- イ 産業経済部
  - (ア) 経済課
  - (イ) 商工観光課
- ウ 都市農業担当部都市農業課
- エ 地域文化部
  - (ア) 地域振興課（以下の施設を含む。）
    - ・地区区民館 5 館  
高松、早宮、下石神井、旭町南、南大泉
    - ・地域集会所 3 か所  
東大泉中央、東大泉、大泉北
  - (イ) 協働推進課
  - (ウ) 文化・生涯学習課
  - (エ) 美術館再整備担当課
  - (オ) 美術館再整備まちづくり担当課
  - (カ) スポーツ振興課（以下の施設を含む。）
    - ・総合体育館
- オ 会計管理室
- カ 選挙管理委員会事務局
- キ 農業委員会事務局
- ク 議会事務局
- ケ 石神井庁舎内各課（区民部を除く。）
  - (ア) 総務部総務課
  - (イ) 福祉部石神井総合福祉事務所
- コ 教育委員会事務局こども家庭部
  - (ア) 子育て支援課学童クラブ 2 か所
    - ・高松地区区民館、下石神井地区区民館
  - (イ) 青少年課青少年育成地区委員会事務局 1 か所
    - ・大泉北

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

5 練 監 第 515 号  
令和 6 年 3 月 27 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度定期監査( 7 )監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 7 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

実施時期

令和 5 年 11 月 8 日から同月 29 日までの間において実日数 14 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 4 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

(ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。

(イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。

(ウ) 「練馬区立学校事案決定規程（平成 17 年 3 月練馬区教育委員会訓令第 1 号）」、「練馬区立学校財務事務取扱要綱（昭和 53 年 9 月 21 日練教庶発第 368 号）」および「学校事務の手引 財務編」に基づき、契約事務が適正に行われているか。

(エ) 「学校版環境マネジメントシステムマニュアル」に基づいた薬品管理が徹底されているか。

(オ) 「学校情報セキュリティ対策ハンドブック」に基づいた情報管理が徹底されているか。

(カ) 遊休物品、死蔵物品等はないか。また、所属換等による有効活用が図られているか。

(キ) 消防訓練に係る文書の作成、保存等が適正に行われているか。特に、自衛消防訓練通知書が消防署長に通知されているか。また、自衛消防訓練実施結果記録書が作成され、3年間保管されているか。

#### イ 重点事項

(ア) 「練馬区立学校徴収金取扱い要綱（平成21年3月31日20練教学庶第2927号）」および「学校徴収金取扱いの手引き」に基づき、準公金（学校給食費等の学校徴収金）が適正に管理されているか。

(イ) 学校給食における食材購入費に係る補助事業が適正に執行されているか。

(ウ) 職員の勤務管理が適正に行われているか。特に、学校教職員出退勤管理システム等において出勤記録の「打刻エラー」などが解消されているか。

(エ) 「学校施設管理の手引き」に基づいた施設管理が行われているか。また、消防設備点検における指摘事項について対応が行われているか。

#### 対象部課等

##### ア 教育委員会

###### (ア) 小学校16校

早宮小学校、開進第一小学校、仲町小学校、北町小学校、練馬小学校、豊溪小学校、石神井東小学校、上石神井小学校、上石神井北小学校、下石神井小学校、立野小学校、大泉東小学校、大泉北小学校、大泉学園小学校、橋戸小学校、南が丘小学校

###### (イ) 中学校7校

中村中学校、開進第三中学校、田柄中学校、豊溪中学校、石神井西中学校、谷原中学校、大泉第二中学校

###### (ウ) 小中一貫教育校1校

小中一貫教育校大泉桜学園

###### (エ) 幼稚園1園

北大泉幼稚園

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

ただし、教材費の経理処理において、二重払いおよび重複収入が行われていたため、監査事務局長から関係職員に改善策を講じるよう要請する。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

令和 5 年度定期監査( 8 ) ( 土木工事 ) 監査結果報告書

地方自治法( 昭和 22 年法律第 67 号 ) 第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 8 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 5 年 11 月 20 日から令和 6 年 1 月 15 日までの間において実日数 4 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理( 監理 )は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。

(イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

対象工事

ア 練馬区立大泉町もみじやま公園拡張および改修工事

イ 橋梁上部工事（練馬区画街路第1号線）

対象部課

ア 土木部道路公園課

イ 土木部維持保全担当課

ウ 土木部計画課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

令和 5 年度定期監査( 9 ) ( 建築工事 ) 監査結果報告書

地方自治法( 昭和22年法律第67号 ) 第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査( 9 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

記

1 概要

実施時期

令和 5 年12月 6 日から令和 6 年 1 月25日までの間において実日数 4 日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 計画、調整および手続等が、適切かつ合理的に処理されているか。
- (イ) 設計は現場の実情に適合し、かつ合理的か。また、設計図書の表現は適切か。
- (ウ) バリアフリー、環境等への配慮はされているか。
- (エ) 積算は基準等に基づき適正に実施され、かつ単価、歩掛り等は適切か。
- (オ) 契約の方法および手続は、適正に行われているか。
- (カ) 工事のための提出書類および諸手続が、適切に実施処理されているか。
- (キ) 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- (ク) 現場等の安全管理は適切に行われているか。また、品質管理等は適正に行われているか。
- (ケ) 工事および工程の監督・管理( 監理 )は適切に行われているか。

(コ) 検査は適正に行われているか。また、完了案件については、竣工後の手続は適切に処理されているか。

イ 重点事項

(ア) 建設廃棄物の法令手続は遵守されているか。

(イ) 児童生徒、周辺区民等の安全対策は適切に行われているか。

(ウ) 法令等を遵守して施工をしているか。また、現場の監督・管理（監理）は適切に行われているか。

対象工事

ア 練馬区立上石神井北小学校校舎等改築工事

練馬区立上石神井北小学校校舎等改築機械設備工事

練馬区立上石神井北小学校校舎等改築昇降機設備工事

練馬区立上石神井北小学校校舎等改築電気設備工事

練馬区立上石神井北小学校太陽光発電設備設置工事

練馬区立上石神井北小学校校舎等改築工事監理等業務委託

イ 練馬区立練馬文化センター大規模改修工事

練馬区立練馬文化センター大規模改修電気設備工事

練馬区立練馬文化センター大規模改修機械設備工事

練馬区立練馬文化センター大規模改修昇降機設備工事

練馬区立練馬文化センター大規模改修工事監理等業務委託

対象部課

ア 施設管理担当部施設整備課

イ 地域文化部文化・生涯学習課

ウ 教育委員会事務局教育振興部学校施設課

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、現場の安全管理を徹底するよう関係職員に指導した。

5 練 監 第 497号  
令和 6 年 3 月 27 日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度定期監査(10)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 1 項および第 4 項の規定により、令和 5 年度定期監査(10)を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

### 記

#### 1 概要

##### 実施時期

令和 5 年 12 月 14 日から令和 6 年 1 月 10 日までの間において実日数 13 日間

##### 実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、令和 4 年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

##### ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。「公金口座に係る管理方法の変更について(通知)」(平成30年 1 月 23 日付け 29 練会第 427 号)に基づき、公金口座の管理が適正に行われているか。「練馬区準公金管理ガイドライン」(平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号)に基づき、準公金に係る現金・預金が適正に管理されているか。
- (イ) 歳入の確保に向けた取組が適切に行われているか。予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な

執行について（通知）」（平成30年12月21日付け30練総経第1178号）および「課長契約事務の適正な執行について（通知）」（令和4年1月20日付け3練総経第1876号）が遵守されているか。契約の相手方の選定方法は妥当か。相手方を指定した場合には、積極的かつ排他的な選定理由が明確にされているか。

- (イ) 職員の勤務管理が適切に行われているか。「適正な勤怠管理の確保について（通知）」（令和4年3月22日付け3練総職第1895号）および「超過勤務命令の上限規制等の実施について（通知）」（令和元年7月2日付け1練総職第652号）が遵守されているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務において必要な改善が図られているか。
- (キ) これまでの監査結果や事前チェックシートによる点検結果を踏まえた見直しや改善が行われているか。
- (ク) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づき、施設の管理が適正に行われているか。

#### イ 重点事項

- (ア) 業務委託等について、仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づく業務の履行確認が適切に行われているか。その成果について確認が行われているか。区の重要情報や個人情報を取り扱う場合の情報管理について、事業者（再委託先、再々委託先等を含む。）に対する指導監督等が適切に行われているか。
- (イ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、要綱等に基づき補助金が適正に交付され、その効果について検証がされているか。基本協定等に基づく指定管理業務の履行確認が報告書等により適切に行われているか。財政援助団体等に対する指導監督等が適切に行われているか。

#### 対象部課等

##### ア 環境部

- (ア) 環境課
- (イ) みどり推進課
- (ウ) 清掃リサイクル課
- (エ) 練馬清掃事務所
- (オ) 石神井清掃事務所

##### イ 都市整備部

- (ア) 都市計画課

- (イ) 交通企画課
- (ウ) 東部地域まちづくり課
- (エ) 西部地域まちづくり課
- (オ) 新宿線・外環沿線まちづくり課
- (カ) 大江戸線延伸推進課
- (キ) 防災まちづくり課
- ウ 建築・開発担当部
  - (ア) 開発調整課
  - (イ) 建築課
  - (ウ) 建築審査課
  - (エ) 住宅課
- エ 土木部
  - (ア) 管理課
  - (イ) 道路公園課
  - (ウ) 維持保全担当課（以下の施設を含む。）
    - ・西部土木出張所
    - ・東部公園出張所、豊玉中いっちょうめ公園
  - (エ) 計画課
  - (オ) 特定道路課
  - (カ) 交通安全課

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係職員にその都度口頭で改善を指導した。

# 財政援助団体等監査の監査結果



5 練 監 第 380 号  
令和 5 年12月25日

練 馬 区 長 様

練馬区監査委員

横 野	茂
萩 野	うたみ
小 泉	純 二
石 黒	たつお

### 令和 5 年度財政援助団体等監査( 1 )監査結果報告書

地方自治法( 昭和22年法律第67号 )第199条第 7 項の規定により、令和 5 年度財政援助団体等監査( 1 )を実施したので、同条第 9 項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

#### 記

#### 1 概要

実施時期

令和 5 年10月26日

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和 5 年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高め実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 指定管理者

【団体関係】

(ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおり行われているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。

(イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

(ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおり行われているか。

(I) 事業報告書は適正に作成されているか( 管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等 )。

(オ) 事業報告書の提出は期限内に行われているか。

- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正に行われているか。
- (キ) 利用促進のための努力は行われているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮し、かつ法令に則り適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る会計経理は経理規程等に従い適正に行われているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正に行われているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正に行われているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切に行われているか。

#### 【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。
- (ク) 施設を安全かつ適法に維持管理しているか。

対象団体

【指定管理者】一般財団法人上田市地域振興事業団  
武石少年自然の家（ベルデ武石）

## 2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係者にその都度口頭で改善を指導した。

練馬区長様

練馬区監査委員

横野 茂  
萩野 うたみ  
藤井 たかし  
井上 勇一郎

### 令和5年度財政援助団体等監査(2)監査結果報告書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、本監査に当たっては、小泉純二前監査委員および石黒たつお前監査委員は令和6年6月6日まで関与し、藤井たかし監査委員および井上勇一郎監査委員は同月7日以降関与した。

### 記

#### 1 概要

実施時期

令和5年12月7日から令和6年2月14日までの間において実日数18日間

実施内容

練馬区監査委員監査基準および令和5年度練馬区監査基本計画に基づき、財政援助団体等への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証した。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施するとともに、つぎの諸事項に留意して監査した。

ア 財政援助団体(補助団体)

【団体関係】

(ア) 事業計画書、予算書および決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。

(イ) 補助金等交付申請書の提出および補助金等の請求、受領は適時に行われているか。

(ウ) 事業は、計画および交付条件に従って実施され、十分効果が上げ

られているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

- (イ) 補助金等に係る出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- (カ) 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。
- (キ) 補助金により取得した財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

**【所管課関係】**

- (ア) 補助金交付要綱は整備・確認されているか。
- (イ) 補助金等の交付目的および補助等対象事業の内容は明確か。
- (ウ) 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (エ) 補助金等の履行確認は、実績報告書等によりなされているか。
- (オ) 補助金等の効果は確認されているか。
- (カ) 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- (キ) 実績報告書等の点検は適切になされているか。
- (ク) 補助金等交付団体が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。

**イ 出資団体**

**【団体関係】**

- (ア) 定款および経理規程等諸規程は整備されているか。
- (イ) 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- (ウ) 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- (エ) 関係帳票の整備、記帳は適切か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (オ) 会計経理および財産管理は適切か。
- (カ) 資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。

**【所管課関係】**

- (ア) 出資目的、出資金額等は妥当か（変更があった場合）。
- (イ) 出資金等の支出手続は適正か（変更があった場合）。
- (ウ) 出資団体の経営成績および財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。

**ウ 指定管理者**

**【団体関係】**

- (ア) 所管課との協議、通知、報告は協定等どおりなされているか。特に協議、承認なく処理しているものはないか。
- (イ) 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。

- (ウ) 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
- (エ) 事業報告書は適正に作成されているか（管理業務の実施状況および利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）。
- (オ) 事業報告書の提出は期限内になされているか。
- (カ) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (キ) 利用促進のための努力はなされているか。
- (ク) 施設の維持管理は利用者の安全に配慮し、かつ法令に則り適切に行われているか。
- (ケ) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (コ) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正になされているか。
- (サ) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。
- (シ) モニタリング制度による報告は適切になされているか。

【所管課関係】

- (ア) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (イ) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (ウ) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (エ) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (オ) 指定管理者が提供するサービスや施設の管理・運営体制について、モニタリング制度により定期的な報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合は指導を行っているか。
- (カ) 自主事業の内容、位置づけを明確にしているか。
- (キ) 指定管理者が配置する職員について資格要件の定めがある場合、資格確認を行っているか。
- (ク) 施設を安全かつ適法に維持管理しているか。

対象団体

ア 財政援助団体（補助団体）

[施設名]団体名
[さつき保育園石神井公園ルーム] フミ・コーポレーション株式会社 <b>【認証保育所運営費補助金・保育士等キャリアアップ補助金・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金・新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金・保育士等処遇改善臨時特例交付金】</b>

〔ねりま高松事業所〕 社会福祉法人未来・ねりま 【障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金】
〔キッズパオ石神井あおぞら園〕 株式会社マミーズファミリー 【認証保育所運営費補助金・保育士等キャリアアップ補助金・保育力強化事業補助金・保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金・新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金・保育士等処遇改善臨時特例交付金】
〔3丁目いすきあ〕 特定非営利活動法人3丁目いすきあ 【民設子育てのひろば事業補助金・物価上昇対策運営支援臨時給付金】
〔コピーアフタースクールせきまち〕 社会福祉法人コピーソシオ 【放課後児童等の広場（民間学童保育）事業運営費補助金】
〔大泉小鳩幼稚園〕 【行事費等助成金・教育環境整備費補助金・学級補助員配置助成金・教育・子育て施設における物価上昇対策運営支援臨時給付金・練馬区私立幼稚園新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金・一時預かり事業（幼稚園型）補助金】
〔キッズボイス中村橋学童クラブ〕 株式会社キッズボイス 【放課後児童等の広場（民間学童保育）事業運営費補助金】
〔慈誠会・練馬高野台病院〕 医療法人社団慈誠会 【病棟整備に係る設備整備費補助金】
〔たしざん福祉作業所〕 特定非営利活動法人たしざん 【障害者日中活動系サービス推進事業運営費補助金】

#### イ 出資団体

団体名
社会福祉法人練馬区社会福祉事業団 【補助金・出捐金】
公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 【補助金・出捐金】

ウ 指定管理者

[施設名]団体名
〔かたくり福祉作業所〕 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会
〔平和台児童館、平和台児童館学童クラブ〕 公益財団法人児童育成協会
〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）〕 練馬建物総合管理協同組合
〔豊玉障害者地域生活支援センター（きらら）〕 社会福祉法人練馬区社会福祉協議会
〔平和台図書館〕 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
〔四季の香ローズガーデン〕 第一園芸みどりのまち共同事業体
〔北町福祉作業所〕 社会福祉法人武蔵野会
〔貫井図書館〕 株式会社図書館流通センター
〔しらゆり荘〕 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会
〔男女共同参画センター（える）〕 特定非営利活動法人練馬区障害者福祉推進機構
〔光が丘体育館、東台野球場、夏の雲公園庭球場〕 オーエンス・NTTファシリティーズグループ

2 監査結果

監査の結果、適正に行われていた。

なお、事務処理等における軽易な誤りについては、関係者にその都度口頭で改善を指導した。

# 例月現金出納検査結果



地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月現金出納検査をつぎのとおり実施した。

#### 1 検査年月日

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| (1) 令和 5年 4月 26日  | ( 令和 5年 3月分 )  |
| (2) 令和 5年 5月 29日  | ( 令和 5年 4月分 )  |
| (3) 令和 5年 6月 26日  | ( 令和 5年 5月分 )  |
| (4) 令和 5年 7月 26日  | ( 令和 5年 6月分 )  |
| (5) 令和 5年 8月 25日  | ( 令和 5年 7月分 )  |
| (6) 令和 5年 9月 25日  | ( 令和 5年 8月分 )  |
| (7) 令和 5年 10月 30日 | ( 令和 5年 9月分 )  |
| (8) 令和 5年 11月 27日 | ( 令和 5年 10月分 ) |
| (9) 令和 5年 12月 25日 | ( 令和 5年 11月分 ) |
| (10) 令和 6年 1月 29日 | ( 令和 5年 12月分 ) |
| (11) 令和 6年 2月 26日 | ( 令和 6年 1月分 )  |
| (12) 令和 6年 3月 27日 | ( 令和 6年 2月分 )  |

#### 2 検査対象

- (1) 練馬区一般会計
- (2) 練馬区特別会計
- (3) 練馬区基金
- (4) 歳入歳出外現金

#### 3 検査内容

現金、預金、一時借入金の出納保管状況

#### 4 検査結果

本検査においては、会計管理者より提出された歳入歳出計算書を基礎として、収支状況について出納関係諸帳簿、指定金融機関提出の収支計算書、預金通帳等と照合し、会計管理室長より説明を受けた結果、例月出納検査調書のとおり、誤りのないことを確認した。

例月現金出納検査調書 (令和5年3月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和4年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	328,713,564,691	66,291,578,000	62,401,226,000	18,292,658,000	358,495,000	147,343,957,000	476,057,521,691	-----	
月計	58,668,446,787	5,160,964,962	5,774,026,213	1,399,210,665	18,375,000	12,352,576,840	71,021,023,627	11,757,374,078	
累計	298,989,739,196	59,490,620,989	59,700,391,394	17,680,966,479	220,667,000	137,092,645,862	436,082,385,058	128,667,017,862	
対予算収入率 (B/A)	% 91.0	% 89.7	% 95.7	% 96.7	% 61.6	-----	-----	-----	
月計	28,545,254,378	6,727,421,041	5,277,346,584	3,195,896,199	144,607,115	15,345,270,939	43,890,525,317	14,063,851,471	
累計	278,959,105,592	61,251,664,875	55,024,585,642	18,176,344,007	235,964,550	134,688,559,074	413,647,664,666	119,762,470,970	
対予算執行率 (C/A)	% 84.9	% 92.4	% 88.2	% 99.4	% 65.8	-----	-----	-----	
累計収支差 (B - C)	20,030,633,604	-1,761,043,886	4,675,805,752	-495,377,528	-15,297,550	2,404,086,788	22,434,720,392	8,904,546,892	
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	20,030,633,604	-1,761,043,886	4,675,805,752	-495,377,528	-15,297,550	2,404,086,788	22,434,720,392	8,904,546,892	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	50,451,174,000	0	50,451,174,000
	減債基金	11,304,583,000	0	11,304,583,000
	施設整備基金	28,000,494,000	0	28,000,494,000
	文化芸術振興基金	452,689,000	0	452,689,000
	福祉基金	197,107,000	0	197,107,000
	医療環境整備基金	4,477,850,000	0	4,477,850,000
	みどりを育む基金	2,161,441,000	0	2,161,441,000
	まちづくり基金	945,785,000	0	945,785,000
	大江戸線延伸推進基金	5,026,477,000	0	5,026,477,000
	区営住宅整備基金	3,903,412,000	0	3,903,412,000
	一般会計 A	106,921,012,000	0	106,921,012,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	4,712,933,000	0	4,712,933,000	
運用	用地取得基金 C	6,518,592,397	3,000,000,000	9,518,592,397
基金合計 A + B + C		118,152,537,397	3,000,000,000	121,152,537,397

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,860,000	-60,000	2,800,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	3,386,367	-919,083	2,467,284
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	6,509,000,000	24,825,000,000	31,334,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		6,515,246,367	24,824,020,917	31,339,267,284

## 基金(みずほ銀行外27機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		22,927,537,397	6,000,000,000	28,927,537,397
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		89,425,000,000	-3,000,000,000	86,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		118,152,537,397	3,000,000,000	121,152,537,397

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和4年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	328,713,564,691	66,291,578,000	62,401,226,000	18,292,658,000	358,495,000	147,343,957,000	476,057,521,691	-----	-----
月計	7,708,245,325	4,385,122,645	634,053,859	575,976,081	18,375,000	5,613,527,585	13,321,772,910	0	13,321,772,910
累計	306,697,984,521	63,875,743,634	60,334,445,253	18,256,942,560	239,042,000	142,706,173,447	449,404,157,968	128,667,017,862	578,071,175,830
対予算収入率 (B/A)	% 93.3	% 96.4	% 96.7	% 99.8	% 66.7	-----	-----	-----	-----
月計	20,524,952,465	3,015,531,418	4,831,261,600	40,116,455	84,047,405	7,970,956,878	28,495,909,343	0	28,495,909,343
累計	299,484,058,057	64,267,196,293	59,855,847,242	18,216,460,462	320,011,955	142,659,515,952	442,143,574,009	119,762,470,970	561,906,044,979
対予算執行率 (C/A)	% 91.1	% 96.9	% 95.9	% 99.6	% 89.3	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	7,213,926,464	-391,452,659	478,598,011	40,482,098	-80,969,955	46,657,495	7,260,583,959	8,904,546,892	16,165,130,851
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	[注2] 8,904,546,892	[注2] 8,904,546,892
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	7,213,926,464	-391,452,659	478,598,011	40,482,098	-80,969,955	46,657,495	7,260,583,959	0	7,260,583,959

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

[注2] 歳入歳出外現金(雑部金)の収支差引残額については、令和5年4月1日に翌年度繰越済

例月現金出納検査調書 (令和5年4月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	307,822,282,039	66,285,976,000	62,023,244,000	19,172,150,000	339,381,000	147,820,751,000	455,643,033,039	-----	-----
月計	11,156,145,806	614,919,203	667,004	2,591,569,943	0	3,207,156,150	14,363,301,956	16,361,267,842	30,724,569,798
累計	11,156,145,806	614,919,203	667,004	2,591,569,943	0	3,207,156,150	14,363,301,956	16,361,267,842	30,724,569,798
対予算収入率 (B/A)	% 3.6	% 0.9	% 0.0	% 13.5	% 0.0	-----	-----	-----	-----
月計	22,033,698,690	512,369,407	45,488,206	1,207,097,673	9,313,854	1,774,269,140	23,807,967,830	8,273,912,156	32,081,879,986
累計	22,033,698,690	512,369,407	45,488,206	1,207,097,673	9,313,854	1,774,269,140	23,807,967,830	8,273,912,156	32,081,879,986
対予算執行率 (C/A)	% 7.2	% 0.8	% 0.1	% 6.3	% 2.7	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-10,877,552,884	102,549,796	-44,821,202	1,384,472,270	-9,313,854	1,432,887,010	-9,444,665,874	8,087,355,686	-1,357,310,188
基金繰替運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-10,877,552,884	102,549,796	-44,821,202	1,384,472,270	-9,313,854	1,432,887,010	-9,444,665,874	8,087,355,686	-1,357,310,188

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	50,451,174,000	0	50,451,174,000
	減債基金	11,304,583,000	0	11,304,583,000
	施設整備基金	28,000,494,000	0	28,000,494,000
	文化芸術振興基金	452,689,000	0	452,689,000
	福祉基金	197,107,000	0	197,107,000
	医療環境整備基金	4,477,850,000	0	4,477,850,000
	みどりを育む基金	2,161,441,000	0	2,161,441,000
	まちづくり基金	945,785,000	0	945,785,000
	大江戸線延伸推進基金	5,026,477,000	0	5,026,477,000
	区営住宅整備基金	3,903,412,000	0	3,903,412,000
	一般会計 A	106,921,012,000	0	106,921,012,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	4,712,933,000	0	4,712,933,000	
運用	用地取得基金 C	9,518,592,397	0	9,518,592,397
基金合計 A + B + C		121,152,537,397	0	121,152,537,397

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	0	2,800,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	2,467,284	-993,513	1,473,771
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	31,334,000,000	-25,435,000,000	5,899,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		31,339,267,284	-25,435,993,513	5,903,273,771

## 基金(みずほ銀行外27機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		28,927,537,397	0	28,927,537,397
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		86,425,000,000	0	86,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		121,152,537,397	0	121,152,537,397

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和4年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	328,713,564,691	66,291,578,000	62,401,226,000	18,292,658,000	358,495,000	147,343,957,000	476,057,521,691	-----	-----
月計	15,204,738,080	660,842,550	1,475,686,138	-12,567,230	107,497,055	2,231,458,513	17,436,196,593	0	17,436,196,593
累計 B	321,902,722,601	64,536,586,184	61,810,131,391	18,244,375,330	346,539,055	144,937,631,960	466,840,354,561	0	466,840,354,561
対予算収入率 (B/A)	% 97.9	% 97.4	% 99.1	% 99.7	% 96.7	-----	-----	-----	-----
月計	12,709,562,200	-136,476,328	642,555,077	2,217,868	26,527,100	534,823,717	13,244,385,917	0	13,244,385,917
累計 C	312,193,620,257	64,130,719,965	60,498,402,319	18,218,678,330	346,539,055	143,194,339,669	455,387,959,926	0	455,387,959,926
対予算執行率 (C/A)	% 95.0	% 96.7	% 97.0	% 99.6	% 96.7	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	9,709,102,344	405,866,219	1,311,729,072	25,697,000	0	1,743,292,291	11,452,394,635	0	11,452,394,635
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	9,709,102,344	405,866,219	1,311,729,072	25,697,000	0	1,743,292,291	11,452,394,635	0	11,452,394,635

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

例月現金出納検査調書 (令和5年5月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	307,859,200,239	66,285,976,000	62,023,244,000	19,172,150,000	339,381,000	147,820,751,000	455,679,951,239	-----	-----
月計	15,168,533,927	3,591,746,707	5,986,506,144	740,269,100	18,466,000	10,336,987,951	25,505,521,878	7,577,395,315	33,082,917,193
累計 B	26,324,679,733	4,206,665,910	5,987,173,148	3,331,839,043	18,466,000	13,544,144,101	39,868,823,834	23,938,663,157	63,807,486,991
対予算収入率 (B/A)	% 8.6	% 6.3	% 9.7	% 17.4	% 5.4	-----	-----	-----	-----
月計	14,884,871,681	3,638,175,539	5,031,184,457	945,696,330	4,656,927	9,619,713,253	24,504,584,934	7,545,210,337	32,049,795,271
累計 C	36,918,570,371	4,150,544,946	5,076,672,663	2,152,794,003	13,970,781	11,393,982,393	48,312,552,764	15,819,122,493	64,131,675,257
対予算執行率 (C/A)	% 12.0	% 6.3	% 8.2	% 11.2	% 4.1	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-10,593,890,638	56,120,964	910,500,485	1,179,045,040	4,495,219	2,150,161,708	-8,443,728,930	8,119,540,664	-324,188,266
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-10,593,890,638	56,120,964	910,500,485	1,179,045,040	4,495,219	2,150,161,708	-8,443,728,930	8,119,540,664	-324,188,266

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	50,451,174,000	-3,162,672,000	47,288,502,000
	減債基金	11,304,583,000	895,879,000	12,200,462,000
	施設整備基金	28,000,494,000	4,873,301,000	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,689,000	5,000	452,694,000
	福祉基金	197,107,000	-46,128,000	150,979,000
	医療環境整備基金	4,477,850,000	-477,850,000	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,161,441,000	21,481,000	2,182,922,000
	まちづくり基金	945,785,000	5,571,000	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,026,477,000	4,133,000	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,903,412,000	63,230,000	3,966,642,000
一般会計 A	106,921,012,000	2,176,950,000	109,097,962,000	
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	4,712,933,000	641,429,000	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	9,518,592,397	0	9,518,592,397
基金合計 A + B + C		121,152,537,397	2,818,379,000	123,970,916,397

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	0	2,800,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	1,473,771	-67,402	1,406,369
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,899,000,000	5,225,000,000	11,124,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		5,903,273,771	5,224,932,598	11,128,206,369

## 基金(みずほ銀行外27機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		28,927,537,397	2,818,379,000	31,745,916,397
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		86,425,000,000	0	86,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		121,152,537,397	2,818,379,000	123,970,916,397

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年6月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	311,376,121,239	66,285,976,000	62,023,244,000	19,172,150,000	339,381,000	147,820,751,000	459,196,872,239	-----	-----
月計	23,742,754,249	3,988,347,317	4,666,181,862	61,891,200	18,466,000	8,734,886,379	32,477,640,628	11,623,460,198	44,101,100,826
累計	50,067,433,982	8,195,013,227	10,653,355,010	3,393,730,243	36,932,000	22,279,030,480	72,346,464,462	35,562,123,355	107,908,587,817
対予算収入率 (B/A)	% 16.1	% 12.4	% 17.2	% 17.7	% 10.9	-----	-----	-----	-----
月計	24,527,180,169	3,402,871,944	5,023,691,788	963,455,797	10,058,727	9,400,078,256	33,927,258,425	7,438,661,623	41,365,920,048
累計	61,445,750,540	7,553,416,890	10,100,364,451	3,116,249,800	24,029,508	20,794,060,649	82,239,811,189	23,257,784,116	105,497,595,305
対予算執行率 (C/A)	% 19.7	% 11.4	% 16.3	% 16.3	% 7.1	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-11,378,316,558	641,596,337	552,990,559	277,480,443	12,902,492	1,484,969,831	-9,893,346,727	12,304,339,239	2,410,992,512
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-11,378,316,558	641,596,337	552,990,559	277,480,443	12,902,492	1,484,969,831	-9,893,346,727	12,304,339,239	2,410,992,512

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	47,288,502,000	4,760,000,000	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	109,097,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	9,518,592,397	292,195,140	9,810,787,537
基金合計 A + B + C		123,970,916,397	5,052,195,140	129,023,111,537

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	0	2,800,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	1,406,369	2,786,143	4,192,512
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	11,124,000,000	-8,720,000,000	2,404,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		11,128,206,369	-8,717,213,857	2,410,992,512

## 基金(みずほ銀行外28機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		31,745,916,397	-7,947,804,860	23,798,111,537
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	10,000,000,000	10,000,000,000
自由金利型定期預金		86,425,000,000	3,000,000,000	89,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		123,970,916,397	5,052,195,140	129,023,111,537

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年7月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	311,376,121,239	66,285,976,000	62,023,244,000	19,172,150,000	339,381,000	147,820,751,000	459,196,872,239	-----	-----
月計	16,825,656,171	6,425,573,790	7,748,139,463	2,133,180,749	18,466,000	16,325,360,002	33,151,016,173	15,385,490,373	48,536,506,546
累計	66,893,090,153	14,620,587,017	18,401,494,473	5,526,910,992	55,398,000	38,604,390,482	105,497,480,635	50,947,613,728	156,445,094,363
対予算収入率 (B/A)	% 21.5	% 22.1	% 29.7	% 28.8	% 16.3	-----	-----	-----	-----
月計	20,990,077,660	3,376,925,757	5,149,775,438	955,676,118	4,656,927	9,487,034,240	30,477,111,900	11,565,585,667	42,042,697,567
累計	82,435,828,200	10,930,342,647	15,250,139,889	4,071,925,918	28,686,435	30,281,094,889	112,716,923,089	34,823,369,783	147,540,292,872
対予算執行率 (C/A)	% 26.5	% 16.5	% 24.6	% 21.2	% 8.5	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-15,542,738,047	3,690,244,370	3,151,354,584	1,454,985,074	26,711,565	8,323,295,593	-7,219,442,454	16,124,243,945	8,904,801,491
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-15,542,738,047	3,690,244,370	3,151,354,584	1,454,985,074	26,711,565	8,323,295,593	-7,219,442,454	16,124,243,945	8,904,801,491

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	9,810,787,537	-1,526,584,700	8,284,202,837
基金合計 A + B + C		129,023,111,537	-1,526,584,700	127,496,526,837

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	0	2,800,000
みずほ銀行預託金	当座預金	4,192,512	-1,191,021	3,001,491
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	2,404,000,000	6,495,000,000	8,899,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		2,410,992,512	6,493,808,979	8,904,801,491

## 基金(みずほ銀行外28機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		23,798,111,537	-1,526,584,700	22,271,526,837
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		10,000,000,000	0	10,000,000,000
自由金利型定期預金		89,425,000,000	0	89,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		129,023,111,537	-1,526,584,700	127,496,526,837

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年8月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	311,376,121,239	66,285,976,000	62,023,244,000	19,172,150,000	339,381,000	147,820,751,000	459,196,872,239	-----	-----
月計	25,972,159,644	4,759,919,543	3,331,838,122	1,114,187,200	18,466,000	9,224,410,865	35,196,570,509	8,727,402,830	43,923,973,339
累計	92,865,249,797	19,380,506,560	21,733,332,595	6,641,098,192	73,864,000	47,828,801,347	140,694,051,144	59,675,016,558	200,369,067,702
対予算収入率 (B/A)	% 29.8	% 29.2	% 35.0	% 34.6	% 21.8	-----	-----	-----	-----
月計	18,871,423,239	6,304,349,660	5,287,517,148	985,785,761	4,656,927	12,582,309,496	31,453,732,735	15,362,074,640	46,815,807,375
累計	101,307,251,439	17,234,692,307	20,537,657,037	5,057,711,679	33,343,362	42,863,404,385	144,170,655,824	50,185,444,423	194,356,100,247
対予算執行率 (C/A)	% 32.5	% 26.0	% 33.1	% 26.4	% 9.8	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-8,442,001,642	2,145,814,253	1,195,675,558	1,583,386,513	40,520,638	4,965,396,962	-3,476,604,680	9,489,572,135	6,012,967,455
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-8,442,001,642	2,145,814,253	1,195,675,558	1,583,386,513	40,520,638	4,965,396,962	-3,476,604,680	9,489,572,135	6,012,967,455

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	8,284,202,837	0	8,284,202,837
基金合計 A + B + C		127,496,526,837	0	127,496,526,837

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	0	2,800,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	3,001,491	-1,834,036	1,167,455
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	8,899,000,000	-2,890,000,000	6,009,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		8,904,801,491	-2,891,834,036	6,012,967,455

## 基金(みずほ銀行外28機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		22,271,526,837	0	22,271,526,837
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		10,000,000,000	0	10,000,000,000
自由金利型定期預金		89,425,000,000	0	89,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		127,496,526,837	0	127,496,526,837

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年9月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	311,376,121,239	66,285,976,000	62,023,244,000	19,172,150,000	339,381,000	147,820,751,000	459,196,872,239	-----	-----
月計	26,520,614,155	4,955,504,222	8,757,478,582	1,138,614,300	27,419,000	14,879,016,104	41,399,630,259	11,411,286,206	52,810,916,465
累計 B	119,385,863,952	24,336,010,782	30,490,811,177	7,779,712,492	101,283,000	62,707,817,451	182,093,681,403	71,086,302,764	253,179,984,167
対予算収入率 (B/A)	% 38.3	% 36.7	% 49.2	% 40.6	% 29.8	-----	-----	-----	-----
月計	21,434,571,355	6,273,415,208	5,072,440,898	1,012,699,005	5,542,527	12,364,097,638	33,798,668,993	8,719,730,530	42,518,399,523
累計 C	122,741,822,794	23,508,107,515	25,610,097,935	6,070,410,684	38,885,889	55,227,502,023	177,969,324,817	58,905,174,953	236,874,499,770
対予算執行率 (C/A)	% 39.4	% 35.5	% 41.3	% 31.7	% 11.5	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-3,355,958,842	827,903,267	4,880,713,242	1,709,301,808	62,397,111	7,480,315,428	4,124,356,586	12,181,127,811	16,305,484,397
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-3,355,958,842	827,903,267	4,880,713,242	1,709,301,808	62,397,111	7,480,315,428	4,124,356,586	12,181,127,811	16,305,484,397

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	8,284,202,837	0	8,284,202,837
基金合計 A + B + C		127,496,526,837	0	127,496,526,837

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	0	2,800,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	1,167,455	2,516,942	3,684,397
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	6,009,000,000	10,290,000,000	16,299,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		6,012,967,455	10,292,516,942	16,305,484,397

## 基金(みずほ銀行外28機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		22,271,526,837	4,000,000,000	26,271,526,837
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		10,000,000,000	-10,000,000,000	0
自由金利型定期預金		89,425,000,000	6,000,000,000	95,425,000,000
国債等		5,800,000,000	0	5,800,000,000
合計		127,496,526,837	0	127,496,526,837

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年10月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	316,755,564,239	66,248,635,000	63,340,948,000	19,172,150,000	339,381,000	149,101,114,000	465,856,678,239	-----	-----
月計	24,150,176,857	4,809,329,661	3,393,570,826	2,175,112,637	18,467,000	10,396,480,124	34,546,656,981	8,452,071,521	42,998,728,502
累計	143,536,040,809	29,145,340,443	33,884,382,003	9,954,825,129	119,750,000	73,104,297,575	216,640,338,384	79,538,374,285	296,178,712,669
対予算収入率 (B/A)	% 45.3	% 44.0	% 53.5	% 51.9	% 35.3	-----	-----	-----	-----
月計	32,822,703,986	6,334,331,088	5,229,838,041	1,862,435,068	14,353,206	13,440,957,403	46,263,661,389	11,421,688,604	57,685,349,993
累計	155,564,526,780	29,842,438,603	30,839,935,976	7,932,845,752	53,239,095	68,668,459,426	224,232,986,206	70,326,863,557	294,559,849,763
対予算執行率 (C/A)	% 49.1	% 45.0	% 48.7	% 41.4	% 15.7	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-12,028,485,971	-697,098,160	3,044,446,027	2,021,979,377	66,510,905	4,435,838,149	-7,592,647,822	9,211,510,728	1,618,862,906
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-12,028,485,971	-697,098,160	3,044,446,027	2,021,979,377	66,510,905	4,435,838,149	-7,592,647,822	9,211,510,728	1,618,862,906

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	8,284,202,837	-1,119,114,000	7,165,088,837
基金合計 A + B + C		127,496,526,837	-1,119,114,000	126,377,412,837

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,800,000	-740,000	2,060,000
みずほ銀行預託金	当座預金	3,684,397	-881,491	2,802,906
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	16,299,000,000	-14,685,000,000	1,614,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		16,305,484,397	-14,686,621,491	1,618,862,906

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		26,271,526,837	-1,319,114,000	24,952,412,837
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		5,800,000,000	200,000,000	6,000,000,000
合計		127,496,526,837	-1,119,114,000	126,377,412,837

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年11月30日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	316,755,564,239	66,248,635,000	63,340,948,000	19,172,150,000	339,381,000	149,101,114,000	465,856,678,239	-----	-----
月計	20,614,159,438	4,728,590,962	5,995,746,544	1,258,235,460	18,467,000	12,001,039,966	32,615,199,404	11,501,465,762	44,116,665,166
累計	164,150,200,247	33,873,931,405	39,880,128,547	11,213,060,589	138,217,000	85,105,337,541	249,255,537,788	91,039,840,047	340,295,377,835
対予算収入率 (B/A)	% 51.8	% 51.1	% 63.0	% 58.5	% 40.7	-----	-----	-----	-----
月計	18,367,192,016	6,320,553,231	5,223,781,814	1,803,568,190	4,656,927	13,352,560,162	31,719,752,178	8,428,497,976	40,148,250,154
累計	173,931,718,796	36,162,991,834	36,063,717,790	9,736,413,942	57,896,022	82,021,019,588	255,952,738,384	78,755,361,533	334,708,099,917
対予算執行率 (C/A)	% 54.9	% 54.6	% 56.9	% 50.8	% 17.1	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-9,781,518,549	-2,289,060,429	3,816,410,757	1,476,646,647	80,320,978	3,084,317,953	-6,697,200,596	12,284,478,514	5,587,277,918
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-9,781,518,549	-2,289,060,429	3,816,410,757	1,476,646,647	80,320,978	3,084,317,953	-6,697,200,596	12,284,478,514	5,587,277,918

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	7,165,088,837	0	7,165,088,837
基金合計 A + B + C		126,377,412,837	0	126,377,412,837

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,060,000	0	2,060,000
みずほ銀行預託金	当座預金	2,802,906	-1,584,988	1,217,918
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	1,614,000,000	3,970,000,000	5,584,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		1,618,862,906	3,968,415,012	5,587,277,918

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,952,412,837	-500,000,000	24,452,412,837
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		6,000,000,000	500,000,000	6,500,000,000
合計		126,377,412,837	0	126,377,412,837

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和5年12月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	322,679,100,239	66,259,525,000	63,340,948,000	19,172,150,000	339,381,000	149,112,004,000	471,791,104,239	-----	-----
月計	28,199,159,377	10,282,863,032	5,588,226,562	599,409,600	18,467,000	16,488,966,194	44,688,125,571	8,295,076,949	52,983,202,520
累計	192,349,359,624	44,156,794,437	45,468,355,109	11,812,470,189	156,684,000	101,594,303,735	293,943,663,359	99,334,916,996	393,278,580,355
対予算収入率 (B/A)	% 59.6	% 66.6	% 71.8	% 61.6	% 46.2	-----	-----	-----	-----
月計	31,046,146,465	6,502,562,440	5,114,429,163	1,875,363,735	4,667,927	13,497,023,265	44,543,169,730	11,749,444,199	56,292,613,929
累計	204,977,865,261	42,665,554,274	41,178,146,953	11,611,777,677	62,563,949	95,518,042,853	300,495,908,114	90,504,805,732	391,000,713,846
対予算執行率 (C/A)	% 63.5	% 64.4	% 65.0	% 60.6	% 18.4	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-12,628,505,637	1,491,240,163	4,290,208,156	200,692,512	94,120,051	6,076,260,882	-6,552,244,755	8,830,111,264	2,277,866,509
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-12,628,505,637	1,491,240,163	4,290,208,156	200,692,512	94,120,051	6,076,260,882	-6,552,244,755	8,830,111,264	2,277,866,509

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	7,165,088,837	-295,492,560	6,869,596,277
基金合計 A + B + C		126,377,412,837	-295,492,560	126,081,920,277

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,060,000	30,000	2,090,000
みずほ銀行 預託金	当座預金	1,217,918	558,591	1,776,509
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	5,584,000,000	-3,310,000,000	2,274,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		5,587,277,918	-3,309,411,409	2,277,866,509

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,452,412,837	-295,492,560	24,156,920,277
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		126,377,412,837	-295,492,560	126,081,920,277

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和6年1月31日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	322,679,100,239	66,259,525,000	63,340,948,000	19,172,150,000	339,381,000	149,112,004,000	471,791,104,239	-----	-----
月計	23,944,704,306	4,998,926,062	5,502,789,161	2,759,868,603	18,467,000	13,280,050,826	37,224,755,132	8,636,423,900	45,861,179,032
累計	216,294,063,930	49,155,720,499	50,971,144,270	14,572,338,792	175,151,000	114,874,354,561	331,168,418,491	107,971,340,896	439,139,759,387
対予算収入率 (B/A)	% 67.0	% 74.2	% 80.5	% 76.0	% 51.6	-----	-----	-----	-----
月計	25,325,731,427	6,356,295,790	5,242,968,550	1,881,566,718	8,857,027	13,489,688,085	38,815,419,512	8,053,167,891	46,868,587,403
累計	230,303,596,688	49,021,850,064	46,421,115,503	13,493,344,395	71,420,976	109,007,730,938	339,311,327,626	98,557,973,623	437,869,301,249
対予算執行率 (C/A)	% 71.4	% 74.0	% 73.3	% 70.4	% 21.0	-----	-----	-----	-----
累計収支差 (B - C)	-14,009,532,758	133,870,435	4,550,028,767	1,078,994,397	103,730,024	5,866,623,623	-8,142,909,135	9,413,367,273	1,270,458,138
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-14,009,532,758	133,870,435	4,550,028,767	1,078,994,397	103,730,024	5,866,623,623	-8,142,909,135	9,413,367,273	1,270,458,138

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	6,869,596,277	0	6,869,596,277
基金合計 A + B + C		126,081,920,277	0	126,081,920,277

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,090,000	0	2,090,000
みずほ銀行預託金	当座預金	1,776,509	2,591,629	4,368,138
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	2,274,000,000	-1,010,000,000	1,264,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		2,277,866,509	-1,007,408,371	1,270,458,138

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,156,920,277	0	24,156,920,277
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		126,081,920,277	0	126,081,920,277

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

例月現金出納検査調書 (令和6年2月29日現在)

(1) 保有現金現在高調書 (令和5年度)

歳計現金等

(単位 円)

区分	一般会計	特別会計				特別会計(合計)	歳計現金計 (一般会計+特別会計)	歳入歳出外現金 (雑部金)	総計 (歳計現金+ 歳入歳出外現金)
		国民健康保険 事業会計	介護保険会計	後期高齢者 医療会計	公共駐車場会計				
予算現額 A	330,133,354,239	66,259,525,000	63,340,948,000	19,172,150,000	339,381,000	149,112,004,000	479,245,358,239	-----	
月計	24,886,246,359	4,670,235,623	4,381,452,050	2,072,859,372	18,467,000	11,143,014,045	36,029,260,404	10,592,951,547	
累計	241,180,310,289	53,825,956,122	55,352,596,320	16,645,198,164	193,618,000	126,017,368,606	367,197,678,895	485,761,971,338	
対予算収入率 (B/A)	% 73.1	% 81.2	% 87.4	% 86.8	% 57.1	-----	-----	-----	
月計	21,697,418,072	6,500,498,413	5,102,571,038	1,825,905,730	4,756,867	13,433,732,048	35,131,150,120	43,769,841,719	
累計	252,001,014,760	55,522,348,477	51,523,686,541	15,319,250,125	76,177,843	122,441,462,986	374,442,477,746	481,639,142,968	
対予算執行率 (C/A)	% 76.3	% 83.8	% 81.3	% 79.9	% 22.4	-----	-----	-----	
累計収支差 (B - C)	-10,820,704,471	-1,696,392,355	3,828,909,779	1,325,948,039	117,440,157	3,575,905,620	-7,244,798,851	4,122,828,370	
基金繰運用 E	0	0	0	0	0	0	0	0	
一時借入金 F	0	0	0	0	0	0	0	0	
翌年度繰越 G	0	0	0	0	0	0	0	0	
歳計現金等合計 (D + E + F - G)	-10,820,704,471	-1,696,392,355	3,828,909,779	1,325,948,039	117,440,157	3,575,905,620	-7,244,798,851	4,122,828,370	

[注1] 対予算収入率および対予算執行率は、小数点第二位を四捨五入

## 基金

(単位 円)

基金名		前月末	増減	現在高
積立基金	財政調整基金	52,048,502,000	0	52,048,502,000
	減債基金	12,200,462,000	0	12,200,462,000
	施設整備基金	32,873,795,000	0	32,873,795,000
	文化芸術振興基金	452,694,000	0	452,694,000
	福祉基金	150,979,000	0	150,979,000
	医療環境整備基金	4,000,000,000	0	4,000,000,000
	みどりを育む基金	2,182,922,000	0	2,182,922,000
	まちづくり基金	951,356,000	0	951,356,000
	大江戸線延伸推進基金	5,030,610,000	0	5,030,610,000
	区営住宅整備基金	3,966,642,000	0	3,966,642,000
	一般会計 A	113,857,962,000	0	113,857,962,000
介護保険給付準備基金 (介護保険会計) B	5,354,362,000	0	5,354,362,000	
運用	用地取得基金 C	6,869,596,277	0	6,869,596,277
基金合計 A + B + C		126,081,920,277	0	126,081,920,277

## (2) 保有現金 保管調書

## 歳計現金等

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
現金 (金銭出納員保管金)		2,090,000	57,400	2,147,400
みずほ銀行預託金	当座預金	4,368,138	-2,687,168	1,680,970
	普通預金(無利息)	0	0	0
	普通預金(有利息)	1,264,000,000	2,855,000,000	4,119,000,000
	通知預金	0	0	0
	譲渡性預金	0	0	0
	自由金利型定期預金	0	0	0
国債等		0	0	0
合計		1,270,458,138	2,852,370,232	4,122,828,370

## 基金(みずほ銀行外29機関)

(単位 円)

区分		前月末	増減	現在高
当座預金		0	0	0
普通預金(有利息)		24,156,920,277	0	24,156,920,277
通知預金		0	0	0
譲渡性預金		0	0	0
自由金利型定期預金		95,425,000,000	0	95,425,000,000
国債等		6,500,000,000	0	6,500,000,000
合計		126,081,920,277	0	126,081,920,277

## (3) 一時借入金調書

一時借入金はなかった。

決算等審査結果および  
財政健全化判断比率審査結果



令和4年度決算等審査結果報告および  
財政健全化判断比率審査結果報告（概要）

1 練馬区各会計歳入歳出決算および練馬区基金運用状況の審査結果について

(1) 審査の結果

ア 各会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して調製されていると認められた。

イ 各会計歳入歳出決算書等の計数は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、いずれも誤りのないものと認められた。

ウ 財産の管理状況は、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

エ 基金の運用状況については、関係諸帳簿および証拠書類と照合し審査した結果、誤りのないものと認められた。

(2) 審査の結果

長期化するウクライナ情勢など世界情勢は混迷を深め、国内では消費者物価の高騰が続くなど、経済の先行きは不安定さを増している。また、コロナ禍により加速したとされる少子化と高齢化は、今後の社会保障制度の安定的な運営にも大きな影響を与えることが懸念される。

こうした社会状況の変化を踏まえ、グランドデザイン構想の実現に向けて、これまでの取組を着実に発展させながら、区民福祉のさらなる向上と将来にわたる財政の健全性の確保に努めるよう要望する。

以下、総括意見および個別意見を付す。

ア 総括意見

令和4年度当初予算は、「区民とともにコロナ禍を乗り越え、練馬の未来を拓くため、『練馬区モデル』を進化させる予算」と位置付け、「改定アクションプラン」に掲げる施策を中心に編成された。

当初予算編成後、新型コロナワクチン接種や、国の「コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に要する経費等を中心に、5回の補正を行った結果、令和4年度の予算総額は4,760億5,752万円となった。

各会計歳入歳出決算は、総額で114億5,239万円の黒字となった。これは、経済活動の正常化が進んだ一方、コロナ禍による影響が大きい子育て世帯等への給付金や物価高騰対策等にも必要な予算を確保しつつ、国庫支出金などの財源確保に努めたことが大きい。

また、必要な施策を精査し、機動的に行った結果であると受け止めている。

さらに「第2次みどりの風吹くまちビジョン」で掲げた「6つの施策の柱」ごとの予算の執行状況からは、ランドデザイン構想に示す区の将来像の実現に向けて、着実に各分野の取組が進められたものと言える。

(単位：千円・%)

施策の柱	予算額	執行額	執行率
子どもたちの笑顔輝くまち	9,956,416	9,254,906	93.0
高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち	1,384,668	1,369,615	98.9
安心を支える福祉と医療のまち	6,950,310	6,908,828	99.4
安全・快適、みどりあふれるまち	6,438,197	6,225,575	96.7
いきいきと心豊かに暮らせるまち	901,980	818,786	90.8
区民とともに区政を進める	518,189	497,582	96.0
合計	26,149,760	25,075,293	95.9

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、3年におよぶ感染症対策も新たなフェーズに移行した。一方で長期化するウクライナ情勢等の影響により、今後の経済状況の見通しは依然として不透明である。「(仮称)第3次みどりの風吹くまちビジョン」の策定とあわせ、コロナ禍において見直しを余儀なくされた公共施設総合管理計画の改定や、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定も予定されている。ポストコロナに向け、新たな歩みが始まると同時に、「ねりま推し」をキャッチフレーズに区がもつ魅力を発信する取組みも始動した。

コロナ禍により可視化された課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した施策の見直しを行うとともに、将来にわたり、持続可能な行政運営を堅持するため、引き続き財政の健全性の確保に努められたい。

## イ 個別意見

### 【一般会計歳入】

一般会計歳入の総額は、特別区財政調整交付金や新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金などが増加したことにより、前年度と比較して1.4%増加し3,219億272万円となった。

区の歳入全体の5割以上を占める特別区税および特別区交付金のいずれも前年度を上回る結果となった。一方で、こうした歳入は景気動向に左右されやすく、経済の先行きが不透明感を増す中、依然として予断を許さない状況が続いている。

特別区民税の収入未済額は、3年連続で減少し、前年度と比較して1億506万円の減少となった。令和4年6月に電子照会システムを導入し、財産調査の効率化・迅速化を図ったことを評価する。

しかしながら、生活保護費などの弁償金の収入未済額は、令和3年度と比較して2,802万円の増加となり、過去5年で最大となった。引き続き弁償金の収納に努めるとともに、弁償金の発生を抑制する取組にも注力されたい。

ふるさと納税制度による特別区民税の減収額は、令和3年度から約8億円増加し、約37億5千万円となり、他自治体への住民税の流出が続いている。また、法人住民税の一部国税化など、不合理な税制改正の影響による減収は23区全体で令和4年度だけでも2,600億円に上るとの試算もある。

区は、これまでも特別区長会を通じて、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、必要な財源を国が責任を持って保障するよう要望している。引き続き、機会を捉えて問題提起を行い、国に働きかけられたい。

令和3年度に区立施設における自動販売機設置に係る手続を見直し、行政財産使用許可を受けて設置する自動販売機について、低廉な使用料とは別に売上実績に基づく納付金を求める契約を導入することで歳入確保に努めていることを評価する。

さらに、区立施設等の使用料については、受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理費、人件費を基に算定する考え方が示され、おおむね3年毎に見直しが行われてきた。現在の経済情勢に鑑み、維持管理費等の状況を精査し、適切に対応されたい。

現在の公共施設等総合管理計画(実施計画)は令和5年度に最終年度を迎え、新たな管理計画の策定を予定している。

学校改築、病院整備、道路、公園など区民生活を支える社会資本を形成する事業には、世代間の負担の公平性を図るため、特別区債の活用も考えられる。後年度の負担に十分配慮し、特定目的基金とのバランスに留意の上、引き続き特別区債の活用を図られたい。

#### 【一般会計歳出】

一般会計歳出は、予算現額に対する執行率が95.0%であり、予算はおおむね着実に執行された。

予算に対する不用額は、歳出予算の4.3%に当たる142億2,462万円であり、前年度に比べ29億2,873万円の増となった。増加の主な要因は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金や電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の残であり、予算見積との差が生じたのにはやむを得ない側面もある。結果として、3年連続で100億を超える不用額を生じているが、効果的・効率的な財源の配分を阻害していないか注視していく必要がある。

予算流用額は、歳出予算の0.08%に当たる2億6,086万円であった。前年度に比べ9,071万円(25.8%)の減である。予算計上時の執行見込額を上回る等の理由により予算流用により対応をせざるを得なかったなどの事情は一定程度理解する。しかし、予算の流用は、練馬区予算事務規則において「執行上真にやむを得ない場合に限り」認められるものであり、特に予算科目の目を跨ぐ流用は慎重に検討し、執行後に流用額を上回る不用額が生じた場合などは繰戻処理を確実に行われたい。

令和4年度は、物価高騰の影響を受ける区民等への支援のため、補正予算を編成し、機動的に各種取組を実施したことを評価する。

一方、歳出予算全体の執行という面からは、令和3年度に続き多額の決算剰余金が生じている。

感染症対策や物価高騰対策など緊急性のある施策の実施に伴う予算編成の困難さは十分理解できるが、予算計上に当たっては、所要額、財源、費用対効果等を十分精査し、財政規律の確保に引き続き留意されたい。

令和4年度末の積立基金の総額は、財政調整基金、減債基金および施設整備基金等への積み増しなどにより令和3年度末に比べ39億2,676万円増加し、1,116億3,395万円となった。今後予定される公共施設の改築に向けて、施設整備基金に48億7,330万円の積み増しを行ったように、将来必要とされる資金を見越して着実に準備していく必要がある。また、施設整備基金の活用にあたっては、小中学校等施設の大規模改修に加え、比較的小規模な改修への対応も視野に入れて検討されたい。

引き続き、長期的視点から財政基盤の強化に取り組まれたい。

#### 【特別会計】

国民健康保険事業会計、介護保険会計および後期高齢者医療会計のいずれも保険料の収納率は順調に推移している。

とりわけ国民健康保険料の収納率は、毎年上昇している。特別区民税と一元的に取り組む収納対策に加えて、インターネットによる口座振替受付やキャッシュレス決済手段の拡大による利便性の向上、被用者保険との二重加入者への脱退勧奨等による資格の適正化など総合的に対策を行ったことを高く評価する。

国民健康保険事業会計においては、歳入総額は0.4%の減、歳出総額は0.2%の増とほぼ横ばいとなった。被保険者数の減少に伴い、減少傾向にあった保険給付費は、コロナ禍における受診控えの反動により令和3年度に増加に転じたものの、令和4年度は対前年度比1.8%の減となった。一方で、年間一人当たり費用額は平成30年度に比べ13.3%増加した。今後の保険給付費の動向を注視しつつ、データヘルス計画の推進など、引き続き医療費の適正化に努められたい。

介護保険会計においては、第一号被保険者数の増加を上回る率で要介護認定者数が増加し、保険給付費の増加も顕著である。これにより、歳入総額は対前年度比2.1%の増、歳出総額は対前年度比2.2%の増となった。現在、国において介護保険制度の持続可能性を確保するため保険料負担や利用者負担の在り方などについて検討が進められている。第9期(令和6年度～8年度)の介護保険料設定に当たっては、被保険者への影響を踏まえつつ、介護保険給付準備基金の活用も視野に入れ、介護保険制度の持続安定性と負担の公平性の確保を目指して取り組まれない。

後期高齢者医療会計においては、歳入歳出総額はいずれも対前年度比9.5%の増となった。被保険者の増加に加え、令和4年度に保険料率が均等割、所得割とも大幅な引上げとなったことが要因と考えられる。一方、昨年10月の窓口負担割合の見直しにより、一定以上の所得のある被保険者に2割負担が導入されたが、保険給付費への影響等については詳細な分析を待つ必要がある。東京都後期高齢者医療広域連合の見込みでは令和7年度に被保険者数はピークに達し、コロナ禍による受診控えの影響で令和2年度に減少した医療費も引き続き増加するとしている。今後の保険給付費の動向を注視し、安定した事業運営に向けて取り組まれない。

#### 【普通会計】

令和4年度は、実質収支は黒字であったものの、財政調整基金を32億円取り崩したことにより、実質単年度収支は赤字となった。

性質別歳出を見ると、増加を続けていた義務的経費が、子育て世帯等への臨時特別給付金の減により、前年度に比べ3.8%減少したが、平成30年度と比較すると15.5%の増である。

また、学校改築、道路および公園などの投資的経費も、前年度に比べ6.1%減少し、平成30年度と比較すると8.8%の減である。

その他の経費は、基金への積み増しによる積立金の増などにより、前年度に比べ11.8%増加し、平成30年度と比較すると35.1%の増である。

目的別歳出を見ると、増加し続けていた民生費は、前年度と比べわずかに減少したものの、平成30年度と比較すると18.6%の増である。

財政指標を見ると、実質収支比率は、分子である実質収支額が前年度比で7.0%減少し、分母である標準財政規模が5.4%増加したため、前年度比で0.7ポイント減の5.2%となった。

近年減少していた公債費負担比率は、令和3年度に上昇したものの、令和4年度は前年度比で1.1ポイント減の2.6%となり、令和2年度以前の水準に戻った。

経常収支比率は、扶助費等の増により分子が2.1%増加したが、特別区財政調整交付金普通交付金等の増により分母が6.0%増加したため、前年度比で3.1ポイント減の81.7%に改善した。しかし、分子である経常的経費充当一般財源は今後も増加が予想されるため、引き続き財政の硬直化が懸念される場所である。

義務的経費の増加以外にも、区立施設の老朽化が進み、現状の区立施設を維持していくには多額の経費が必要であり、投資的経費の増加も不可避である。

持続可能な財政運営を堅持していくために、財政指標の動向を注視し、区民福祉の向上と財政の健全性の確保に努められたい。

#### 【資金収支】

令和3年度の月別資金収支において、収支残高累計額が100億円以上の赤字であった月が7月あったのに比べ、令和4年度は最も赤字額が大きい月でも84億5,832万円に留まるなど、月別資金収支は前年度よりマイナス幅が縮小した。

当面必要としない歳計現金等と基金の運用については、依然として低金利状況が続く中でも一定の運用収入を確保していることを評価する。

世界的には昨年からの政策金利引き上げの傾向もあり、今後の状況は不透明であるが、引き続き情報収集に努め、安全性を確保しつつ、効果的な資金運用に取り組まれたい。

#### 【用地取得基金】

用地取得基金においては、令和4年度に基金から2億9,220万円を運用して大泉学園駅北口自転車駐車場用地の取得が行われた。また、前年度に引き続き、令和4年度は一般会計から30億円繰出したことに加え、保育所用地の一般会計への受入れが行われたことにより、用地取得基金の現金が増加した。

一方で、長期にわたり保有されたままの用地については、財源の確保にも配慮しつつ、一般会計への受入れを図り、基金の効果的な運用に努められたい。

## 2 財政健全化判断比率の審査結果について

### (1) 審査結果

健全化判断比率審査およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも誤りのないものと認められた。

なお、健全化判断比率審査の数値は、次表のとおりである。

## 練馬区における健全化判断比率

(単位 %)

	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率			11.25
連結実質赤字比率			16.25
実質公債費比率	2.5	2.5	25.0
将来負担比率			350.0

(注) 1 「-」の記載は、実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および将来負担比率が算定されない場合を表す。

2 早期健全化基準は練馬区における数値を表す。

### (2) 審査意見

令和4年度の健全化判断比率は、4つの指標の数値いずれもが早期健全化基準を下回り、財政運営は適正に行われていると判断する。

個別に見ると、4つの指標のうち実質赤字比率および連結実質赤字比率は、実質収支が減少したため、それぞれ0.7ポイント、0.96ポイント増加した。

今後も、長期的な展望に立ち、資産と負債を念頭に置き、持続可能な財政運営を目指し、引き続き財政の健全化を維持されたい。

# 職員賠償責任監査の監査結果



職員の期末・勤勉手当に係る源泉徴収所得税の納付遅延に関する監査請求

請求日 (受付日)	請求概要	結果通知日	監査結果概要
令和5年 11月2日	令和3・4年度職員課長および令和5年度職員課長が6月分期末・勤勉手当にかかる源泉徴収所得税について、重大な過失により払出命令の時期を誤り、練馬区が延滞税および不納付加算税を負担することとなったので、地方自治法第243条の2の2第3項に規定により、当該事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無および賠償額を決定することを求める。	令和5年 11月27日	本件職員が区に損害を与えた事実があるものと認める。 本件職員は、区に対して賠償責任を有するものと認める。 本件職員の賠償額として、延滞税および不納付加算税の合計額3,711万5,600円とする。

# 行政監查結果

令和 5 年 度  
( 2 0 2 3 年 度 )

## 行政 監 査 結 果 報 告

「指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて」

令和 6 年 3 月  
練馬区 監 査 委 員



# 目 次

<b>第 1</b>	<b>行政監査の概要</b> .....	<b>1</b>
1	目的 .....	1
2	テーマ .....	1
3	選定趣旨 .....	1
4	指定管理者制度の概略 .....	1
	指定管理者制度とは .....	1
	区における区立施設の管理運営手法の基本的な考え方 .....	1
5	モニタリングの定義 .....	2
6	監査対象および範囲 .....	2
7	実施期間 .....	2
8	監査の視点 .....	2
9	監査の方法 .....	3
	課題等ヒアリング .....	3
	モニタリング実施状況調査 .....	3
<b>第 2</b>	<b>監査結果</b> .....	<b>6</b>
1	指定管理者制度の適用状況について .....	6
2	モニタリングシステムの運用について .....	11
	定期（日次および月次）モニタリングの実施 .....	11
	総合モニタリングの実施 .....	13
	指定管理者が作成するモニタリング事業報告書（月次および年次） .....	14
	決算書等の点検 .....	16
	利用者評価の実施 .....	17
	労務環境調査の実施と改善指導 .....	18
	モニタリングチェックシートによる評価 .....	19
<b>第 3</b>	<b>監査委員意見</b> .....	<b>21</b>
1	区立施設の管理運営におけるサービスの向上にむけて .....	21
2	モニタリングシステムをさらに充実するために .....	22
<b>第 4</b>	<b>資料</b> .....	<b>24</b>
1	モニタリング実施状況調査結果 .....	24
2	指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領 .....	30



## 第 1 行政監査の概要

### 1 目的

行政監査（地方自治法第199条第2項）は、財務に関する事務の執行に加えて、組織、人員、事務処理および行政運営等について、事務事業が法令に適合し、合理的かつ効率的に実施されているか、その目的が達成されているかを体系的かつ総合的に監査する。

### 2 テーマ

指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて

### 3 選定趣旨

「公の施設」を管理する手法の一つとして定着した指定管理者制度を適用する区立施設において、「指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領（令和4年4月1日改訂）」（以下「実施要領」という。）に基づくモニタリングが適正に行われ、管理運営状況の改善等にその結果が活用されているかを検証する。

### 4 指定管理者制度の概略

指定管理者制度とは

指定管理者制度は、地方自治体の出資法人や公共団体だけでなく、民間事業者が地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。この制度は、平成15年6月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正（施行は同年9月）によって導入され、多様化する住民ニーズに対してより効果的・効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としている。

区における区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

区は、「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」の委託化・民営化実施計画の中で、民間の知恵と経験を活用することが効果的な業務は民間が担うことを基本とし、今後さらに区立施設の管理運営の委託や民営化を進めることで、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組むとしている。

そのうえで、区立施設の管理運営の手法については、直営とする施設を除いて、民間が担うことを基本に、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案して、「業務委託」または「指定管理者制度」のいずれかを選択している。

さらに、民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われた区立施設は、施設の設置・運営の主体が民間事業者となる民営化に取り組むとしている。

## 5 モニタリングの定義

モニタリングについては法令等によりその定義が明確化されているものではないため、今回の行政監査では、区が実施要領で示している、指定管理者からの事業報告等に対する区の実地調査と必要な改善指導と、その指導に基づく指定管理者による改善を一連の仕組みとする、「モニタリングシステム」の運用状況を指定管理者ごとに検証した。

## 6 監査対象および範囲

令和5年4月1日現在で指定管理者制度を適用する区立施設における令和4年度の管理業務を対象とした。

## 7 実施期間

令和5年8月25日（金）から令和6年3月27日（水）まで

## 8 監査の視点

指定管理者が提出する事業報告書は適正に作成されているか  
区立施設の管理運営状況を事業報告書や実地調査により点検しているか  
改善が必要な場合に指定管理者へ指導を行っているか  
指定管理者の決算関係書類により会計収支を確認しているか  
利用者アンケートによる利用者評価を活用しているか  
労務環境調査における要改善事項は是正されているか  
モニタリングチェックシートによる評価（年度総合評価）は適切か  
区立施設として必要なサービス水準と適正な施設管理が確保されているか

## 9 監査の方法

監査は、つぎの および の方法により実施した。

### 課題等ヒアリング

令和5年12月18日に、行政監査テーマとの関連事項における現状と課題等について関係課長等からつぎのとおり説明を受け、質疑を行った。

行政監査テーマとの関連事項	説明者
練馬区公共施設等総合管理計画における区立施設の今後の管理運営方法と区民サービスの向上について	区政改革担当部区政改革担当課長
指定管理者制度の適用に係る基本方針と適用施設におけるモニタリングの基本的な考え方について	総務部経理用地課長
共同事業体が指定管理者である区立施設におけるモニタリングについて	地域文化部スポーツ振興課長
民営化を予定している指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングについて	福祉部障害者施策推進課長
指定管理者制度を適用する区立図書館におけるサービス水準の維持・向上に向けたモニタリングについて	教育振興部光が丘図書館長

### モニタリング実施状況調査

指定管理者制度の適用施設を所管する課等に対し、調査票への回答方式による調査を行い、その集計と分析により現状把握と課題の抽出を行った。また、関係資料の提出を求め、提出された資料の分析を行うとともに、関係職員から補足説明を受けた。

#### ア 調査概要

令和5年4月1日現在で指定管理者制度を適用する施設（190施設）について、指定管理者（71団体）が管理する区立施設ごとに、令和4年度の管理業務における実施要領に基づくモニタリングの実施状況等を調査票により調査した。

【調査対象施設等】

施設区分および施設数		所管部課等
男女共同参画センター	1	総務部人権・男女共同参画課
区民・産業プラザ	1	産業経済部経済課
石神井公園区民交流センター	1	
東京中高年齢労働者福祉センター	1	
勤労福祉会館	1	
区民ホール	2	
向山庭園	1	地域文化部文化・生涯学習課
練馬文化センター	1	
大泉学園ホール	1	
美術館	1	
石神井公園ふるさと文化館	1	
スポーツ施設等	15	地域文化部スポーツ振興課
中村南スポーツ交流センター	1	
石神井松の風文化公園	1	
障害者自立支援施設	10	福祉部障害者施策推進課
障害者地域生活支援センター	4	
母子生活支援施設	1	福祉部生活福祉課
はつらつセンター	4	高齢施策担当部高齢社会対策課
敬老館	1	
デイサービスセンター	9	
四季の香ローズガーデン	1	環境部みどり推進課
リサイクルセンター	4	環境部清掃リサイクル課
区営住宅	20	建築・開発担当部住宅課
大泉交通公園	1	土木部道路公園課
自転車駐車場	74	土木部交通安全課
ねりまタウンサイクル	7	
駐車場	4	
少年自然の家	2	教育振興部保健給食課
図書館	10	教育振興部光が丘図書館
児童館	4	こども家庭部子育て支援課
学童クラブ	5	
合 計	190	

## イ 資料提出

調査と併せて、指定管理者制度の適用施設を所管する課等に対して、つぎの資料（いずれも写し）の提出を求めた。

令和4年度のモニタリング事業報告書（年次）

基本協定に基づき指定管理者から提出された令和4年度の事業計画書

基本協定書（指定管理期間に令和4年度が含まれているもの）

基本協定書の締結に当たって指定管理者から提出された企画提案書等

## 第2 監査結果

平成15年6月の地方自治法の一部改正により「公の施設」を管理する手法の一つとして導入された指定管理者制度について、区における平成16年2月の制度運用開始後の区立施設への適用状況と、実施要領に基づくモニタリングが適正に行われているかを検証した。

区は、多様化する区民のニーズに対して民間の能力を活用しながら効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度を適用する区立施設を順次拡大し、サービスの向上に積極的に取り組んでいる。

また、指定管理者制度を適用する区立施設におけるモニタリングについては、一部に改善を要するものが見受けられるものの、指定管理者が提供するサービス水準の確保と区立施設の円滑な管理運営に向けて、全体としては適正に運用がされていると認められる。

なお、検証結果に基づく個別の意見については、指定管理者制度を適用する区立施設におけるモニタリングの課題と捉えて、その改善に取り組まれない。

### 1 指定管理者制度の適用状況について

区では、平成16年2月に貫井福祉園および貫井福祉工房において指定管理者制度を初めて適用し、指定管理者による区立施設の管理運営を開始した。

その後、指定管理者制度を適用する区立施設を順次拡大し、令和5年4月1日時点で、指定管理者制度を適用する区立施設は190施設、指定管理者は71団体となった。

(注記)

区では、同一条例に定める複数の施設、併設施設および設置目的等に共通性がある施設で、一の指定管理者が管理運営を行うことで区民サービスの向上等が認められる場合、一の団体を複数の区立施設の指定管理者に指定できるとしている。そのため指定管理者制度を適用する区立施設と指定管理者は同数とはならない。

部ごとに所管する指定管理者数を見ると、最も多いのが「福祉部」の15団体(21.1%)で、次いで「地域文化部」の13団体(18.3%)、「教育振興部」の12団体(16.9%)、「高齢施策担当部」の10団体(14.1%)の順で、上位4つの部において指定管理者全体の70.4%を所管している。【表1】

【表1 部別の所管する指定管理者数】

部 名	指定管理者数	割合
総務部	1	1.4%
産業経済部	4	5.6%
地域文化部	13	18.3%
福祉部	15	21.1%
高齢施策担当部	10	14.1%
環境部	5	7.0%
建築・開発担当部	1	1.4%
土木部	5	7.0%
教育振興部	12	16.9%
こども家庭部	5	7.0%
総 数	71	100 %

指定管理者が管理運営する区立施設数は、「単独施設」が58団体(81.7%)で最も多くなっている。【表2】

区では、一の団体を複数の区立施設の指定管理者に指定する場合、同一条例に定める複数の施設、併設施設および設置目的等に共通性がある施設等に限定している。複数の区立施設をまとめて指定管理者に指定しているものには、自転車駐車場(74施設)や区営住宅(20施設)、スポーツ施設などがある。

【表2 指定管理者が管理運営する区立施設数】

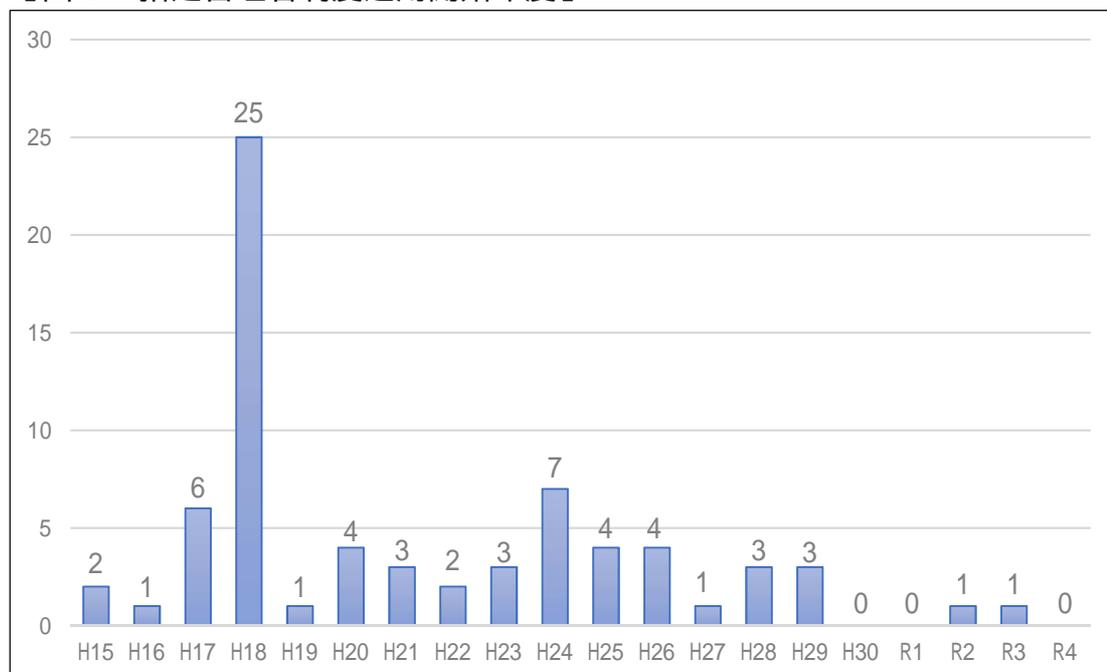
施設数	指定管理者数	割合
単独施設	58	81.7%
2施設	3	4.2%
3施設	3	4.2%
4施設	4	5.6%
7施設	1	1.4%
20施設	1	1.4%
74施設	1	1.4%
総 数	71	100 %

指定管理者制度の適用を新規に開始した年度は、「平成18年度」が最も多く、次いで「平成24年度」、「平成17年度」の順となっている。一方で、近年は指定管理者制度を新たに適用する件数が減少している。【図1】

指定管理者に指定する期間は、「5年間」が63団体(88.7%)で最も多く、次いで「3年間」が5団体(7.0%)となっている。【表3】

指定管理者制度の適用開始から年数が経過し、その多くが指定期間を5年間として運用している。また、「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」で施設の機能転換、改築等に合わせた複合化や民営化を予定している場合は指定期間を弾力的に運用している。

【図1 指定管理者制度適用開始年度】



【表3 指定期間(年数)】

指定期間	指定管理者数	割合
1年間	1	1.4%
3年間	5	7.0%
4年間	1	1.4%
4年11か月間	1	1.4%
5年間	63	88.7%
総数	71	100%

指定管理者を法人形態別に見ると、「社会福祉法人」が28団体(39.4%)で最も多く、次いで「株式会社」の16団体(22.5%)、「共同事業体」の12団体(16.9%)の順となっている。これ以外にも「協同組合」や「特定非営利活動法人」などがあり、多様な形態の法人が指定管理者として区立施設の管理運営に参画している。【表4】

【表4 指定管理者の法人形態】

法人形態	指定管理者数	割合
株式会社	16	22.5%
一般社団法人	1	1.4%
一般財団法人	1	1.4%
協同組合	3	4.2%
共同事業体	12	16.9%
公益財団法人	7	9.9%
社会福祉法人	28	39.4%
特定非営利活動法人	2	2.8%
公社（公共企業体）	1	1.4%
総 数	71	100 %

指定管理者制度の特徴の一つに、指定管理者が区立施設の施設使用料を収入として収受できる「利用料金制度」がある。区立施設の管理運営において、指定管理者が自主的な経営努力を発揮できることから、区でもこの「利用料金制度」を活用している。

「利用料金制度」の適用を受けている指定管理者は、「適用あり」が35団体（49.3%）、「適用なし」が36団体（50.7%）と概ね半々となっている。

【表5】

また、「利用料金制度」の適用を受けている指定管理者のうち、9団体（12.7%）は施設使用料の収入のみで区立施設の管理運営を行っている。【表6】

【表5 利用料金制度の適用】

制度適用	指定管理者数	割合
適用あり	35	49.3%
適用なし	36	50.7%
総 数	71	100 %

【表6 区立施設の管理運営における団体の収入内訳】

収入内訳	指定管理者数	割合
利用料金	9	12.7%
利用料金および委託料(管理業務費)	26	36.6%
委託料(管理業務費)	36	50.7%
総 数	71	100 %

区からの委託料(管理業務費)の支払方法は、区立施設の管理運営を施設使用料の収入のみで行っている9団体を除いた62団体のうち、「確定払い」が26団体(41.9%)で、「全てを概算払い」が16団体(25.8%)、光熱水費などの維持管理費等の「一部を概算払い」が20団体(32.3%)となっている。【表7】

【表7 委託料(管理業務費)の支払方法】

支払方法	指定管理者数	割合
確定払い	26	41.9%
全てを概算払い	16	25.8%
一部を概算払い	20	32.3%
総数	62	100%

## 2 モニタリングシステムの運用について

区は、指定管理者制度を適用する区立施設の設置者として、施設に求められるサービスが適切に提供されているかを確認・検証し、必要なサービス水準を確保していく必要がある。また、指定管理者の団体全体の経営状況や区立施設に従事する職員の勤務条件等における法令遵守等の状況を的確に把握するとともに、適切に対応することが求められる。

そのために、施設の円滑な管理運営のため指定管理者自らが事業報告書を作成し、指定管理者へ必要な事項について定期的に報告を求めるほか、実地調査を通じて必要な改善指導を行い、指定管理者が区の指導に基づいて改善を行う一連の仕組みとして、モニタリングシステムを構築している。

区では、その具体的な手順や指定管理者と区の役割などを実施要領に定めて、このモニタリングシステムによって指定管理者制度を円滑に運用している。

### 定期（日次および月次）モニタリングの実施

実施要領では、指定管理者制度を適用する区立施設における日常的な管理運営の状況を点検するために、指定管理者による日次モニタリングと区（所管課）が行う月次モニタリングのそれぞれについてその手順を示し、日次モニタリングは毎日、月次モニタリングは毎月の実施を規定している。

#### ア 指定管理者による日次モニタリング

所定項目に関する日々の自己点検に基づき指定管理者が日報を作成していることを区（所管課）で確認しており、さらに必要に応じて日報の提出を指定管理者へ求めるなど、日次モニタリングは適切に実施されていた。【表8および表9】

【表8 日次モニタリング実施の確認】

区 分	指定管理者数	割合
確認した	71	100 %
確認しなかった	0	%
総 数	71	100 %

【表 9 指定管理者による日報作成】

区 分	指定管理者数	割合
作成していた	71	100 %
作成していなかった	0	%
総 数	71	100 %

イ 区（所管課）が毎月実施する月次モニタリング

実施要領で毎月実施するとされている区（所管課）の月次モニタリングについて、モニタリング事業報告書（月次）の提出を指定管理者へ四半期ごとに求めていたものがあつた。【表 10】

モニタリング事業報告書は、区（所管課）が行うモニタリングのためだけではなく、指定管理者による区立施設の管理運営状況を継続的に把握するためにも必要なものである。

適時性の観点から毎月実施するとされている実施要領の趣旨に則り、全ての指定管理者からモニタリング事業報告書（月次）により管理運営状況の報告を求めて、月次モニタリングを毎月行うこととされたい。

指定管理者から提出されたモニタリング事業報告書（月次）の点検は、指定管理者との対面で行っていたものもあるが、全体の半数近くが所管課における自己点検としていた。【表 11】

なお、モニタリング事業報告書（月次）の点検の際、必要に応じて行うとされている実地調査は全体の7割強で活用されており、月次モニタリングにおいても実地調査による点検が一定程度定着していた。【表 12】

指定管理者と所管課を対象に実施する財政援助団体等監査では、指定管理者が作成するモニタリング事業報告書の誤記載のほか、所管課による点検の不備が多く確認されている。

指定管理者から提出される事業報告書について、指定管理者との対面での点検や実地調査における点検をより充実するなど、点検精度の向上に取り組まされたい。

【表 10 モニタリング事業報告書(月次)の提出と月次モニタリングの実施】

区 分	指定管理者数	割合
毎月	66	93.0%
四半期ごと	5	7.0%
総 数	71	100 %

【表 11 モニタリング事業報告書(月次)の点検方法】

区 分	指定管理者数	割合
所管課担当者による点検	34	47.9%
指定管理者との対面による点検	26	36.6%
その他	11	15.5%
総 数	71	100 %

【表 12 実地調査の実施】

区 分	指定管理者数	割合
実地調査を行った	13	18.3%
必要に応じて実地調査を行った	39	54.9%
実地調査は行わなかった	19	26.8%
総 数	71	100 %

#### 総合モニタリングの実施

実施要領では、定期(日次および月次)モニタリングと同様にモニタリングの手順を示して、年間の管理運営業務が終了した後、区(所管課)が総合モニタリングを行うことを規定している。

総合モニタリングは、指定管理者から提出されたモニタリング事業報告書(年次)を点検の後、実地調査により区立施設の管理運営状況の点検・確認を行い、この結果をモニタリングチェックシートで評価(年度総合評価)するものであり、定期(日次および月次)モニタリングとはその目的が異なる。

指定管理者から提出されたモニタリング事業報告書(年次)の点検は、指定管理者と対面により点検した割合が全体の40.8%と、月次モニタリング時と比べて4.2ポイントの増加にとどまっており、点検方法に大きな相違はなかった。【表 13】

なお、実施要領では、総合モニタリングの際に実地調査による点検を求めているが、指定管理者全体の1割強で実地調査が行われておらず、指定管理者の管理運営状況を評価する手順において差異が生じていた。【表 14】

点検を主な目的とする月次モニタリングと、年度総合評価を行う総合モニタリングとでは、その役割や手法が異なることから、実施要領で示された手順に従っての実施を徹底されたい。

【表 13 モニタリング事業報告書(年次)の点検方法】

区 分	指定管理者数	割合
所管課担当者による点検	30	42.3%
指定管理者との対面による点検	29	40.8%
その他	12	16.9%
総 数	71	100 %

【表 14 実地調査の実施】

区 分	指定管理者数	割合
実地調査を行った	61	85.9%
実地調査は行わなかった	10	14.1%
総 数	71	100 %

指定管理者が作成するモニタリング事業報告書(月次および年次)

モニタリング事業報告書は、月次の事業報告を積み上げて年次の事業報告書とする標準様式が定められており、各施設の特性に合わせて報告項目を追加することとしている。

モニタリング事業報告書(月次および年次)は、区のモニタリングシステムを機能させるための基礎となるもので、指定管理者と区(所管課)が区立施設の管理運営の状況を共有するため、指定管理者は詳細かつ正確に事業報告書を作成し、区(所管課)は的確に報告内容を検証する必要がある。

#### ア モニタリング事業報告書の様式

モニタリング事業報告書(月次および年次)については、施設の特性に合わせた報告項目を必要に応じて追加のうえ、指定管理者全体の46.5%が経理用地課作成の標準様式で事業報告を行っていた。【表 15 および表 16】

実施要領を所管する経理用地課で作成している標準様式は、月次の事業報告の内容を積み上げて年次のモニタリング事業報告書とする形式のため、報告項目に関する指定管理者からの定型的な実績報告が主となる。

一方で、指定管理者は、区との基本協定によって、毎年度、区立施設の管理運営における事業計画を定めて、自らの創意工夫により効果的かつ効率的な管理運営に努めている。

モニタリング事業報告書(月次および年次)をモニタリングシステムの基礎として効果的に活用するためにも、指定管理者の事業計画書を踏まえての点検・評価の視点から、所管課が独自に作成している事業報告

**書も含めて、様式の改善に取り組まれない。**

また、指定管理者の施設管理について、前述した財政援助団体等監査では防火管理者としての保安業務の一部不備や、維持管理における不適切な事例が確認されている。

これらは区（所管課）の定期モニタリングにおいて指定管理者へ速やかに改善を求めるべきものであり、施設管理の統一的なマニュアルである「練馬区施設管理マニュアル」を参考に、モニタリング事業報告書（月次および年次）へ報告項目を適切に追加されたい。

【表 15 モニタリング事業報告書(月次および年次)の様式】

区 分	指定管理者数	割合
経理用地課作成の標準様式	33	46.5%
所管課で作成した独自様式	23	32.4%
その他	15	21.1%
総 数	71	100 %

【表 16 施設の特性に合わせた報告項目の追加】

区 分	指定管理者数	割合
項目を追加した	43	60.6%
項目は追加しなかった	28	39.4%
総 数	71	100 %

#### イ 管理業務の会計収支の記載および点検

モニタリング事業報告書には、指定管理者全体の 94.4%で管理業務の会計収支が記載されていた。【表 17】

この会計収支の点検方法をマニュアル化している割合は 38.0%であり、さらに管理業務の会計収支における「一般管理費」(注記)の計上基準を定めている割合は 11.3%にとどまっている。【表 18 および表 19】

管理業務の会計収支からは、指定管理者の法人形態や運営形態、委託料（管理業務費）の支払方式などによって異なるものの、指定管理者の区立施設の管理運営状況を会計数値という客観性のある指標を用いて把握することが可能となる。

**管理業務の会計収支を点検することの重要性を認識し、点検を平準化するためのマニュアルを整備されたい。**

また、管理業務の会計収支には「一般管理費」と呼ばれる指定管理者の団体運営に要する経費が含まれていることが一般的である。この「一般管理費」が団体の運営に真に必要な額であれば特に問題はないが、会

計収支全体に占める割合が相対的に大きい場合、その妥当性に疑義が生じる。

「業務委託」としている区立施設も含めて、会計収支における「一般管理費」の割合を把握し、他自治体の事例を参考にしながら、整備するマニュアルには「一般管理費」の計上基準を明示されたい。

(注記)

「一般管理費」とは団体全般の業務の活動に要する費用のことで、具体的には、間接部門の person 費や事務所家賃、旅費交通費、租税公課、団体全体の福利厚生費などが該当する。

【表 17 管理業務の会計収支の記載】

区 分	指定管理者数	割合
記載されていた	67	94.4%
記載されていなかった	4	5.6%
総 数	71	100 %

【表 18 会計収支点検マニュアルの作成】

区 分	指定管理者数	割合
作成している	27	38.0%
作成していない	44	62.0%
総 数	71	100 %

【表 19 会計収支における一般管理費の計上基準】

区 分	指定管理者数	割合
基準がある	8	11.3%
基準はない	63	88.7%
総 数	71	100 %

### 決算書等の点検

実施要領で示された総合モニタリングの手順では、指定管理者の団体決算時に決算書の提出を求めて、区(所管課)が点検を行うとしている。

決算書の点検では、モニタリング事業報告書に記載された管理業務の会計収支と団体の決算書とを照合することで、報告された会計収支の正確性や真実性、また団体の財務の安全性を確認することを目的としている。

モニタリング事業報告書の点検においては、指定管理者全体の 60.6%で、指定管理者から団体の決算終了時に貸借対照表や損益計算書などの決算関

係書類の提出を受けていたが、残りの 39.4%では実施要領の規定に反して決算関係書類の提出を受けていなかった。【表 20】

管理業務の会計収支が適正であるかの確認には、団体の決算関係書類との照合が不可欠である。

そのためには、指定管理者の法人形態によって従うべき会計基準が異なることから、管理業務の会計科目を団体の決算の勘定科目と対照するための組替表などの提出を決算関係書類と合わせて求めることや、法人形態ごとの会計基準を示したガイドラインを公認会計士などの専門家の助力を得て整備する必要がある。

また、モニタリングを行う職員が会計知識を習得できる環境を整え、団体全体の財務状況や管理業務の会計収支状況を適切に把握できる人材を育成していくことも重要である。

**管理業務の会計収支における適正性の確保に向けて、実効性のある対応策を講じられたい。**

【表 20 指定管理者からの決算関係書類の提出】

区 分	指定管理者数	割合
提出を受けた	43	60.6%
提出を受けていない	28	39.4%
総 数	71	100 %

#### 利用者評価の実施

平成 26 年 2 月に定めた「区立施設の利用者満足度の測定・公表に関する基本方針」では、指定管理者制度の適用施設を含む条例上の全ての区立施設を対象に、区民サービスの質の向上に向けた取組の成果を客観的な数値として測定し、これを区民と情報共有することで、施設運営の一層の充実に向けた改善を図るとしている。

「区立施設の利用者満足度の測定・公表に関する基本方針」に基づき、対象外としている人的サービスを伴わない施設の指定管理者を含む、全ての指定管理者がアンケート等を活用して利用者満足度の測定を行っていた。

【表 21】

また、その結果の公表を行っており、利用者評価は適切に実施されていた。【表 22】

【表 21 利用者評価の実施】

区 分	指定管理者数	割合
実施した	71	100 %
実施しなかった	0	%
総 数	71	100 %

【表 22 利用者評価結果の公表】

区 分	指定管理者数	割合
公表した	70	98.6%
公表しなかった	1	1.4%
総 数	71	100 %

(注記)

「公表しなかった」の1団体は、利用者評価の対象外としている人的サービスを伴わない区立施設の指定管理者である。

#### 労務環境調査の実施と改善指導

区は、指定管理開始後2年目となる指定管理者を対象として、平成22年度から労務環境調査を実施している。この調査では、指定管理者制度の適用施設における労働環境法令等の遵守状況を確認するため、「労働基準、協定書関係」「労働安全衛生関係」「各種保険、年金関連」「育児・介護、母性保護、男女雇用機会均等関連」(従業員からの)ヒアリング・アンケート関連」について社会保険労務士が点検を行っている。

調査の結果、指定管理者は労務環境の是正に向けてその改善に取り組み、区(所管課)はモニタリングチェックシートによる年度総合評価等の参考としている。

労務環境調査では、令和4年度と令和3年度以前に調査の対象となった50団体のうち、35団体(70%)で要改善事項が確認された。【表23および表24】

なお、要改善とされた事項はその後に改善が図られ、また指定管理者が改善を継続していることを所管課で確認している。【表25および表26】

労務環境調査は、専門家による点検によって指定管理者制度を適用する区立施設における労働環境の改善に成果を上げている。

一方で、調査の開始から10年以上が経過してもなお、社会保険労務士から要改善の指摘を受けており、指定管理者による区立施設の管理運営における労働環境法令等の遵守が万全であるとは言えない。

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、労働力確保の重要性を受

け止めて、指定管理者に対して法令等の遵守をさらに求めていくとともに、モニタリングを担当する職員の労働環境法令等に関する基本的知識の醸成に取り組まれない。

【表 23 労務環境調査の対象年度】

区 分	指定管理者数	割合
令和 5 年度	20	28.6%
令和 4 年度	25	35.7%
令和 3 年度以前	25	35.7%
総 数	70	100 %

(注記)

区立施設に常駐する指定管理者の従事者がいない場合、労務環境調査は対象外となる。

【表 24 要改善とされた事項】

区 分	指定管理者数	割合
要改善事項があった	35	70 %
要改善事項はなかった	15	30 %
総 数	50	100 %

【表 25 改善の確認】

区 分	指定管理者数	割合
確認した	35	100 %
確認しなかった	0	%
総 数	35	100 %

【表 26 改善が継続していることの確認】

区 分	指定管理者数	割合
確認している	35	100 %
確認していない	0	%
総 数	35	100 %

#### モニタリングチェックシートによる評価

総合モニタリングでは、定期モニタリングの結果等を踏まえて、モニタリングチェックシートによる評価（年度総合評価）を行っている。

モニタリングチェックシートは、「組織体制」「施設運営体制」「施設の維持管理・安全性への配慮」「効率的な管理運営」「施設特性に応じた管理運営」「地域への貢献」の6つの評価項目からなり、各施設の特性に合わせて評価

項目における評価の視点を追加することで、よりの確に評価を行うとしている。

評価の方法は、評価項目ごとに「優」「良」「要改善」の3段階評価とし、個別の評価結果を踏まえ、さらに総合評価を「優」「良」「要改善」の3段階で評価している。

モニタリングチェックシートによる評価は、指定管理者全体の54.9%で、施設の特性に合わせて評価項目へ評価の視点を追加して行われていた。【表27】

総合モニタリングによる令和4年度の評価結果では、全ての指定管理者の総合評価が「良」評価とされている。個別の評価では、一部に「優」評価があるが、これを除く全てが「良」評価とされ、「要改善」と評価されたものはなかった。

前述した財政援助団体等監査や労務環境調査では、改善を要する事例が少なからず確認されており、一部には指定管理者が速やかに改善を図り是正がされたものがあるが、区(所管課)の評価と客観的な検証で把握された事実との齟齬が認められる。

指定管理者が主体的な改善とその継続に取り組む動機付けとするためにも、客観的な検証等の結果も含めて、認められた改善点を明確に示したうえで、モニタリングチェックシートによる評価を行うこととされたい。

【表27 評価項目への施設の特性に合わせた評価視点の追加】

区 分	指定管理者数	割合
追加した	39	54.9%
追加しなかった	32	45.1%
総 数	71	100 %

### 第3 監査委員意見

平成15年の地方自治法の一部改正によって導入された指定管理者制度は、全国的に見ても、「公の施設」を管理する手法の一つとして不動のものとなっている。

区では、区立施設への指定管理者制度の適用を拡大していく中、平成18年5月には「指定管理者制度の適用に係る基本方針」を策定し、平成20年度には指定管理者制度適用施設共通のモニタリングシステムを導入するなど、制度の円滑な適用とその運用に取り組んできたところである。

その結果、制度導入から20年が経過する中で、指定管理者制度とモニタリングシステムによる区立施設のサービスの確保をしっかりと軌道に乗せてきたことを評価する。

区においては、現状に満足することなく、区立施設の管理運営におけるサービスとモニタリングシステムをさらに充実させるため、社会状況等の変化への対応など、より広い視点に立って取り組みを進めていくことが望まれる。

#### 1 区立施設の管理運営におけるサービスの向上にむけて

##### < 指定管理者制度の運用における再検証 >

指定管理者制度を適用する区立施設は、区の条例により設置目的が規定されている。区立施設によっては、その後の社会状況が大きく変化するなどして、当初の設置目的と管理運営との乖離が認められるものがある。指定管理者は、区の条例に基づいて区立施設の管理運営を行うことが基本であり、区の条例と現状との乖離が、指定管理者による区立施設の管理運営の妨げとなることが懸念される。

指定管理者制度の特徴の一つである「利用料金制度」は、施設使用料を指定管理者の収入とすることで、自らの経営努力で効率的な管理運営に取り組むことを可能とする制度である。指定管理者が収入できる施設使用料は、区の条例で定めた額を上限に指定管理者が決定できるとされており、条例に規定した施設使用料が適切なものでなければ制度の効果を十分に得ることができない。

区は、「練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」の中で、区立施設の維持管理費と使用料収入の状況は、適正な利用者負担の観点から課題があるものの、近年の物価上昇による影響等から全体的な見直しが困難であり、個別施設の使用料の見直しについては、引き続き検討するとしている。

今後、施設配置の最適化や改築等によって区立施設の機能充実を図る際には、受益者負担の原則と区立施設の効率的な管理運営のそれぞれの観点から、

**機会を逸することなく、区の条例等の見直しに努められたい。**

**< モニタリングシステムの適用拡大 >**

「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」の委託化・民営化実施計画では、直営とすべき施設を除いて、区立施設の管理運営は民間が担うことを基本としている。また、民間委託による管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案して、「業務委託」または「指定管理者制度」から選択し、さらに民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設では、民営化にも取り組むとしている。

今回の行政監査のテーマで取り上げた指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングは、区立施設における質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくことを目的としており、監査の結果、改善を要する個別の事項が見受けられるものの、全体としてはモニタリングシステムが定着し、一定程度その機能が果たされていると受け止めている。

**区立施設における質の高いサービスを安定的かつ継続的に提供していくためにも、民間委託で管理運営する区立施設での統一的な仕組みとして、「業務委託」を選択した区立施設にもモニタリングシステムを適用していくことを検討されたい。**

さらに、民営化する施設では区が財政的な支援を行うことで、民営化後も区立施設のサービス水準を維持するとしている。民営化後の管理運営状況の区の検証においても、このモニタリングシステムの活用を図ることで、区立施設と同等のサービス水準の維持・向上が期待できる。

**2 モニタリングシステムをさらに充実するために**

**< モニタリング制度の運用における専門家の活用 >**

指定管理者制度の適用施設におけるモニタリングを適切に行うためには、所管部署の職員は、指定管理者へ求める区立施設の管理運営のあり方はもとより、会計や労働環境法令等の専門分野に関する基本的知識を身につけていることが求められる。

所管部署における創意工夫により、モニタリングシステムの効果的な運用に向けて、そのノウハウが蓄積され継承されてはいるが、急速な社会状況等の変化に対応しきれず、十分であるとは言えない。

民間委託によって、区立施設におけるサービスを引き続き向上させていくためには、公認会計士や社会保険労務士などの専門家の知見の活用を図り、モニタリングシステムをさらに充実していくことが望まれる。

区では、既に労務環境の是正において社会保険労務士の助力を仰いでいるが、会計や労務管理といった関係法令に係る専門的知識が特に必要とされる分野においては、所管部署が公認会計士や社会保険労務士などの専門家から継続的に支援が受けられる仕組みを構築されたい。

< 所管部署に対する全庁的支援体制の構築 >

平成 21 年度の行政監査では、「指定管理者制度による公の施設の管理について」をテーマに監査を実施した。この監査結果では、中長期的な視点に立ち、蓄積した情報を区全体で共有し、所管部署を支援する体制づくりへの検討を、監査委員意見の一つとして求めたところである。

前回から 14 年余りが経過した今回の行政監査では、指定管理者制度を適用する区立施設が増えるとともに、指定管理者が多様化していく中で、制度運用に当たっての課題等が高度化、複雑化していることが改めて浮き彫りになった。

所管部署においては独自に工夫を重ねながら、モニタリングシステムの適正な運用に努めてはいるが、全体に共通する課題等へ単独の所管部署で対応していくことには限界がある。

区では、直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は民間が担うことを基本としている。

民間委託等による区立施設のサービスの安定的な確保に向けて、統一的なガイドライン等の整備や共通する課題等の共有と適時の対策など、所管部署への全庁的な支援体制の構築に積極的に取り組まされたい。

おわりに、区では、先般、グランドデザイン構想に示す将来像の実現にむけて、令和 6 年度から令和 10 年度の政策展開を明らかにする「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」と、同じく令和 6 年度から令和 10 年度に具体的に取り組む区立施設の配置の最適化、改修・改築、委託・民営化等の計画となる「公共施設等総合管理計画〔実施計画〕」を策定した。

「第 3 次みどりの風吹くまちビジョン」では、これまでの政策を着実に継続・発展させ、その上に立ち、区民生活をより豊かにする施策にさらに力を入れていくとしている。

区立施設は、区民生活をより豊かにする施策の基盤の一つとなるものであり、民間の能力を活用することで、区立施設の管理運営の効率化を図りながらサービスを確保していく必要がある。

区においては、区立施設の配置の最適化と民間委託による管理運営を車の両輪として、様々な変化にも対応しながら、区民サービスの充実に積極的に取り組んでいくことを期待する。

## 第4 資料

### 1 モニタリング実施状況調査結果

[ 調査テーマ 指定管理者が行う定期(日次)モニタリングについて ]

#### 【項目1】日次モニタリング実施の確認

回答(総数=71)	回答数	割合
確認した	71	100 %
確認しなかった	0	%

#### 【項目2】指定管理者による日報作成

回答(総数=71)	回答数	割合
作成していた	71	100 %
作成していなかった	0	%

#### 【項目3】所管課への日報提出

回答(総数=71)	回答数	割合
全ての日報	0	%
一部の日報	9	12.7%
提出を求めなかった	62	87.3%

[ 調査テーマ 区(所管課)が行う定期(月次)モニタリングについて ]

#### 【項目4】モニタリング事業報告書(月次)の提出

回答(総数=71)	回答数	割合
毎月	66	93.0%
四半期ごと	5	7.0%

#### 【項目5】月次モニタリングの実施

回答(総数=71)	回答数	割合
毎月	66	93.0%
四半期ごと	5	7.0%

#### 【項目6】モニタリング事業報告書(月次)の点検方法

回答(総数=71)	回答数	割合
所管課担当者による点検	34	47.9%
指定管理者との対面による点検	26	36.6%
その他	11	15.5%

【項目 7】点検により改善を求めた事例

回答（総数 = 71）	回答数	割合
事例があった	9	12.7%
事例はなかった	62	87.3%

【項目 8】改善の確認

回答（総数 = 9）	回答数	割合
確認した	9	100 %
確認しなかった	0	%

【項目 9】実地調査の実施

回答（総数 = 71）	回答数	割合
実地調査を行った	13	18.3%
必要に応じて実地調査を行った	39	54.9%
実地調査は行わなかった	19	26.8%

【項目 10】実地調査により改善を求めた事例

回答（総数 = 52）	回答数	割合
事例があった	7	13.5%
事例はなかった	45	86.5%

【項目 11】改善の確認

回答（総数 = 7）	回答数	割合
確認した	7	100 %
確認しなかった	0	%

[ 調査テーマ 区(所管課)が行う総合モニタリングについて ]

【項目 12】モニタリング事業報告書(年次)の提出期日

主な回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年度協定書で定めた提出期日</li> <li>・ 暫定版の提出を令和 5 年 4 月中に求めて同年 5 月に確定版を提出</li> <li>・ 指定管理者の決算終了後とした会計収支を除いて令和 5 年 4 月 30 日</li> </ul>

【項目 13】総合モニタリングの実施時期

主な回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年 4 月末までに総合モニタリングを実施</li> <li>・ 経理用地課へのモニタリングチェックシートの提出期限までに総合モニタリングを終了</li> </ul>

【項目 14】モニタリング事業報告書(年次)の点検方法

回答(総数 = 71)	回答数	割合
所管課担当者による点検	30	42.3%
指定管理者との対面による点検	29	40.8%
その他	12	16.9%

【項目 15】総合モニタリングで改善を求めた事例

回答(総数 = 71)	回答数	割合
事例があった	5	7.0%
事例はなかった	66	93.0%

【項目 16】改善の確認

回答(総数 = 5)	回答数	割合
確認した	5	100 %
確認しなかった	0	%

【項目 17】実地調査の実施

回答(総数 = 71)	回答数	割合
実地調査を行った	61	85.9%
実地調査は行わなかった	10	14.1%

【項目 18】実地調査により改善を求めた事例

回答(総数 = 61)	回答数	割合
事例があった	7	11.5%
事例はなかった	54	88.5%

【項目 19】改善の確認

回答(総数 = 7)	回答数	割合
確認した	7	100 %
確認しなかった	0	%

[ 調査テーマ 指定管理者が作成するモニタリング事業報告書(月次および年次)について ]

【項目 20】モニタリング事業報告書(月次および年次)の様式

回答(総数 = 71)	回答数	割合
経理用地課作成の標準様式	33	46.5%
所管課で作成した独自様式	23	32.4%
その他	15	21.1%

【項目 21】施設の特性に合わせた報告項目の追加

回答（総数 = 71）	回答数	割合
項目を追加した	43	60.6%
項目は追加しなかった	28	39.4%

【項目 22】管理業務の会計収支の記載

回答（総数 = 71）	回答数	割合
記載されていた	67	94.4%
記載されていなかった	4	5.6%

【項目 23】会計収支点検マニュアルの作成

回答（総数 = 71）	回答数	割合
作成している	27	38.0%
作成していない	44	62.0%

【項目 24】会計収支における一般管理費の計上基準

回答（総数 = 71）	回答数	割合
基準がある	8	11.3%
基準はない	63	88.7%

【項目 25】提案事業の実績記載

回答（総数 = 68）	回答数	割合
記載されていた	68	100 %
記載されていなかった	0	%

【項目 26】自主事業の実績記載

回答（総数 = 29）	回答数	割合
記載されていた	26	89.7%
記載されていなかった	3	10.3%

[ 調査テーマ 決算書等の点検について ]

【項目 27】指定管理者からの決算関係書類の提出

回答（総数 = 71）	回答数	割合
提出を受けた	43	60.6%
提出を受けていない	28	39.4%

【項目 28】提出を受けた決算関係書類

主な回答	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の財務諸表（貸借対照表、損益計算書など）</li> <li>・ 総勘定元帳</li> </ul>	

【項目 29】決算関係書類に基づくモニタリング事業報告書の内容点検

回答（総数 = 43）	回答数	割合
点検した	43	100 %
点検しなかった	0	%

[ 調査テーマ 利用者評価について ]

【項目 30】利用者評価の実施

回答（総数 = 71）	回答数	割合
実施した	71	100 %
実施しなかった	0	%

【項目 31】利用者評価の実施方法

主な回答	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者へのアンケート結果に基づく評価</li> <li>・ 運営懇談会による評価</li> </ul>	

【項目 32】利用者評価結果の公表

回答（総数 = 71）	回答数	割合
公表した	70	98.6%
公表しなかった	1	1.4%

[ 調査テーマ 労務環境調査(指定期間開始後 2 年目に実施)について ]

【項目 33】労務環境調査の対象年度

回答（総数 = 70）	回答数	割合
令和5年度	20	28.6%
令和4年度	25	35.7%
令和3年度以前	25	35.7%

【項目 34】要改善とされた事項

回答（総数 = 50）	回答数	割合
要改善事項があった	35	70 %
要改善事項はなかった	15	30 %

【項目 35】改善の確認

回答（総数 = 35）	回答数	割合
確認した	35	100 %
確認しなかった	0	%

【項目 36】改善が継続していることの確認

回答（総数 = 35）	回答数	割合
確認している	35	100 %
確認していない	0	%

[ 調査テーマ モニタリングチェックシートによる評価(年度総合評価)について ]

【項目 37】評価項目への施設の特性に合わせた評価視点の追加

回答（総数 = 71）	回答数	割合
追加した	39	54.9%
追加しなかった	32	45.1%

【項目 38】モニタリング(定期および総合)での改善指導等の反映

回答（総数 = 71）	回答数	割合
反映した	71	100 %
反映しなかった	0	%

【項目 39】利用者評価結果の反映

回答（総数 = 71）	回答数	割合
反映した	71	100 %
反映しなかった	0	%

【項目 40】労務環境調査の結果等の反映

回答（総数 = 50）	回答数	割合
反映した	50	100 %
反映しなかった	0	%

[ 調査テーマ 共同事業体へのモニタリングについて ]

【項目 41】共同事業体へのモニタリングにおける工夫

主な回答
・ 対面方式での代表団体との会議に構成団体担当者も同席

## 2 指定管理者制度適用施設モニタリング実施要領

(令和4年4月1日改訂)

### 1 モニタリングの基本的な考え方

区は、指定管理者制度適用施設の設置者として、施設に求められるサービスが適切に提供されているかを確認・検証し、必要なサービス水準を確保していく必要があります。また、指定管理者である団体の経営状況や施設の従事職員の勤務条件等における法令遵守等の状況についても的確に把握するとともに、適切に対処していくことが求められています。

そのために、指定管理者自らが事業報告書を作成し、円滑な管理運営に資するとともに、区は、指定管理者に対して必要な事項について定期的に報告を求めるほか、実地調査を行い、改善が必要な場合には指導を行います。指定管理者は、区の指導に基づき、管理運営の改善を実施していきませんが、この一連の仕組みを「モニタリングシステム」といいます。

区では、このモニタリングシステムによって、指定管理者制度適用施設の管理運営を確認・検証し、必要な改善を行っていくために、「実施要領」を定め、指定管理者制度の円滑な運用を図っていきます。

### 2 「実施要領」と「募集要項」「基本協定」との関係

「実施要領」に定めた内容については、「募集要項」と「基本協定」にも盛り込んでいきます。

### 3 モニタリングの概要

モニタリングには、日次および月次の定期モニタリングと年1回の総合モニタリングがあります。定期・総合モニタリングを行うために、指定管理者は事業報告書を作成します。区は指定管理者から提出された事業報告書や実地調査により、施設の管理運営状況を点検します。

また、指定管理者である団体の決算時に決算書の提出を求めるとともに、原則として指定期間開始後2年目の団体に対して、社会保険労務士による労務環境調査を実施し、経営状態、法令遵守状況等の団体の管理運営状況を点検します。

総合モニタリングでは、区は定期モニタリングの結果と事業報告書、団体から提出された決算書、労務環境調査結果の内容を踏まえて、指定管理者が適切な施設の管理運営をしているか、チェックシートにより総合的な評価をします。

### 4 定期モニタリングの手順

日次モニタリング（毎日実施）

指定管理者：日報を作成する。（必要に応じて区に提出する。）

月次モニタリング（毎月実施）

指定管理者：事業報告書を作成する。

指定管理者：事業報告書を区へ提出する（基本協定で定める日までに提出）

区（所管課）：事業報告書を点検し、改善が必要な場合には指導を行う。（必要に応じて実地調査を行う。）

指定管理者：区の指導に基づいて、管理運営の改善を実施する。

## 5 総合モニタリングの手順

指定管理者：事業報告書を作成する。

指定管理者：事業報告書を区へ提出する（基本協定で定める日までに提出）

決算書を区へ提出する。（団体の決算終了時）

区（所管課）：労務環境調査を実施する。（指定期間開始後2年目のみ）

区（所管課）：事業報告書の点検、実地調査による点検をし、チェックシートにより評価する。（評価にあたっては、指定管理者である団体の決算書や労務環境調査の結果も参考とする。）

区（所管課）：評価結果を指定管理者に通知し、改善が必要な場合には指導を行う。

指定管理者：区の指導に基づいて、管理運営の改善を実施する。

総合モニタリングは最終総合評価を行った次の年（最終年度）も実施してください。

## 6 事業報告書

事業報告書の様式は、標準的なものを定めていますが、各指定管理者選定小委員会において、各施設の特性に合わせて定めます。

標準様式は、毎月の事業報告書のデータ（月次モニタリング用）が追加されることにより、年度最終月のデータが入力された時点で、その年度の事業報告書（総合モニタリング用）になるという形式です。

## 7 チェックシートによる評価

評価項目および評価の視点

総合モニタリングにおけるチェックシートでは、「組織体制」「施設運営

体制」「施設の維持管理・安全性への配慮」「効率的な管理運営」「施設特性に応じた管理運営」「地域への貢献」の6つを評価項目とします。

評価項目に対応した評価の視点は、基本協定等に基づき、各施設の特性にあわせて各指定管理者選定小委員会において定めます。

#### 評価方法

##### ア 評価項目の評価

評価項目の評価は、「優」「良」「要改善」の3段階で行います。

評価項目ごとに、「優」(「優良」のことで、特筆すべき実績・成果が認められるもの)、「良」(「良好」のことで、管理運営が良好と認められるもの)、「要改善」(一部において改善を要する点が見受けられるもの)の区分で評価します。

##### イ 総合評価

評価項目の評価を踏まえ、総合評価を、「優」「良」「要改善」の3段階で行います。

総合評価は、「優」(全項目の評価が、「良」以上で、かつ「優」が最低2つ以上あり、総合的にみても特筆すべき実績・成果が認められるもの)、「良」(全項目の評価が「良」以上であるもの)、「要改善」(全項目の評価のうち1つでも「要改善」があるもの)の区分で行います。

ただし、特別に優良な場合については「特優」、今後、改善が見込めない場合については「不適切」と評価することができるものとします。

#### 8 労務環境調査(指定期間開始後2年目に実施)

労働環境法令等の遵守状況を確認するため、指定期間開始後2年目の施設を対象に、区が委託した社会保険労務士による労務環境調査を行います。調査の視点は「労働基準、協定書関係」「労働安全衛生関係」「各種保険、年金関連」「育児・介護、母性保護、男女雇用機会均等関連」「(従業員からの)ヒアリング・アンケート関連」等です。調査結果は総合評価および指定期間最終年度に実施する最終総合評価の際の参考とします。

#### 9 指定期間最終年度に実施する最終総合評価

##### 最終総合評価

指定期間最終年度には、指定管理者選定委員会および各指定管理者選定小委員会において指定期間中の事業報告書およびそれに基づく各年度の評価結果について、最終的に総合評価をします(最終総合評価)。その際には、評価の客観性を担保するため、選定委員会および各選定小委員会とともに、有識者委員を加えて評価を行います。

最終総合評価は、指定期間最終年度に行う「次期の指定管理者候補の選定」に活用します。したがって、評価対象は、指定期間最終年度の前年度までになります。指定期間が1年間の場合は、指定期間の初年度に次期指定管理者の選定を行うことになるため、前指定期間全体を評価対象とします。

また、施設の廃止等により次期の指定管理者を選定しない場合や、公募による選定を行う場合にも、最終総合評価を行います。

#### 有識者委員

##### ア 有識者委員の数

選定委員会に加える有識者委員の数は3名、選定小委員会に加える有識者委員の数は1名とします。ただし、一の団体に複数の施設を管理する指定管理者の最終総合評価を行う選定小委員会においては、施設の専門分野に応じて2名以上の有識者委員を加えることができます。

##### イ 選定小委員会における有識者委員の書面による参加

真にやむを得ない理由により、最終総合評価を行う選定小委員会に有識者委員が出席できないときは、委員長は、経理用地課長と協議の上、つぎのとおり専門的見地からの意見が審議に反映できる措置を講じることにより、有識者委員の参加を書面によることができることとします。この場合においても、区職員委員による選定小委員会を開催し、合議による評価を行います。

事前に資料を送付、説明し、電話等により意見を聴取する。

選定小委員会の会議においては、有識者委員の意見も十分に尊重し、審議する。

審議の結果についても、有識者委員に送付、説明し、意見を聴取する。

審議の結果について、有識者委員が同意・了承することについて、文書により提出を求める。

「真にやむを得ない理由」とは、大規模な災害や疫病の流行などの社会情勢により、一定の期間、有識者委員が来庁することが困難である場合を想定しています。

## 10 モニタリングにおける指定管理者と区の役割

モニタリングを進めていくうえでの指定管理者と区の役割分担は、次の表のとおりです。

指定管理者が行うもの

項目	日次	月次	総合 (年次)
事業報告書の作成・提出			
組織体制			
区の条例・規則やマニュアル等に基づいた対応状況			
施設運営体制			
サービスの維持・向上に向けた取組状況、利用者等への公平公正な対応・人権の配慮、苦情等への対応状況、施設の利用状況			
職員研修の実施状況			
利用者アンケート結果、施設の運営協議会からの評価			
第三者評価結果(東京都認証評価機関) (評価対象となる施設のみ)			(指定期間中に1回以上)
施設の維持管理・安全性への配慮			
施設の保守点検、備品の管理状況、管理上の不具合や問題の報告			
緊急時マニュアルの整備状況、損害保険等の加入状況			
効率的な管理運営			
会計収支、事業実績、効率的・効果的な施設運営に係る取組状況			
職員体制、再委託の範囲			
施設特性に応じた管理運営			
自主事業の実施状況			
地域への貢献			
区内雇用および障害者・高齢者雇用状況、区内事業者活用状況、区内業者からの物品調達、地域等との協働または連携した取組			

	自己評価		
	報告内容に対する指定管理者の自己評価		
決算書の提出			(決算時)
区からの指導に基づいた施設運営の改善			

は区に報告。 は記録（必要に応じて区に提出）。 は必要に応じて随時実施。

### 区が行うもの

項目	日次	月次	総合 (年次)
事業報告書の点検			
決算書の点検			(決算時)
実地調査			
労務環境調査（社会保険労務士による調査）			(2年目のみ)
チェックシートによる評価			
指定管理者への指導・助言等			

は実施。 は必要に応じて随時実施

# 資料



練馬区監査委員条例

昭和39年 4 月 9 日

条例第 3 号

( 通則 )

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）およびこれに基づく政令に規定するものを除くほか、練馬区監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項は、この条例に定めるところによる。

( 議員のうちから選任する監査委員の数 )

第 2 条 議員のうちから選任する監査委員の数は、2 人とする。

( 常勤の監査委員の数 )

第 3 条 識見を有する者のうちから選任される監査委員で常勤のもの数は、1 人とする。

( 監査等の通知および結果に関する報告等 )

第 4 条 監査または検査を行うときは、監査委員は、期日を指定し、あらかじめ監査または検査の対象となる機関に通知するものとする。ただし、緊急に監査または検査を行う必要があると認められるときは、この限りでない。

2 監査または検査の結果に関する報告、勧告、意見等を決定したときは、監査委員は、これを速やかに議会、区長その他の関係人に提出し、送付し、通知し、または公表するものとする。

3 審査の意見を決定したときは、監査委員は、これを速やかに区長に提出するものとする。

( 公表の方法 )

第 5 条 前条第 2 項の規定による公表は、練馬区公告式条例（昭和25年 9 月練馬区条例第46号）に定める掲示場に掲示してこれを行う。

( 事務局 )

第 6 条 監査委員の事務局として、練馬区監査事務局（以下「事務局」という。）を設置する。

2 事務局に、局長、担当係長、書記その他の職員を置く。

(庶務に関する事務)

第7条 文書、公印その他の庶務に関する事務の処理については、区長の事務局において定められているものの例による。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、監査委員が定める。

付 則

- 1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。
- 2 練馬区監査委員設置条例(昭和22年10月練馬区条例第6号)および練馬区監査委員の事務を補助する書記に関する条例(昭和22年11月練馬区条例第16号)は、廃止する。

付 則(昭和40年4月条例第13号)

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則(平成4年4月条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年3月条例第10号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月条例第21号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

## 練馬区監査委員監査基準

令和 2 年 2 月 25 日

監査委員決定

## 目次

- 第 1 章 一般基準（第 1 条 第 8 条）
- 第 2 章 実施基準（第 9 条 第 17 条）
- 第 3 章 監査等の実施（第 18 条 第 22 条）
- 第 4 章 報告基準（第 23 条 第 27 条）
- 第 5 章 委任（第 28 条）

## 付則

## 第 1 章 一般基準

（監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為の目的）

第 1 条 練馬区（以下「区」という。）において監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為は、区の事務の管理および執行等について、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的な実施を確保し、住民の福祉の増進に資することを目的とする。

2 監査委員は、監査基準に従い公正不偏の態度を保持し、正当な注意を払ってその職務を遂行する。それによって自ら入手した証拠に基づき意見等を形成し、結果に関する報告等を決定し、これを練馬区議会（以下「議会」という。）および区長等に提出する。

（監査等の範囲および目的）

第 2 条 監査、検査、審査その他の行為のうち、本基準における監査等はつぎの各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

(1) 定期監査（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 1 項および第 4 項） 財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めているか監査すること。

(2) 行政監査（法第 199 条第 2 項） 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努

めているか監査すること。

(3) 随時監査（法第199条第1項および第5項） 必要があると認めるとき、定期監査に準じて監査すること。

(4) 財政援助団体等監査（法第199条第7項） 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金または利子の支払を保証している団体、信託の受託者および公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査すること。

(5) 例月現金出納検査（法第235条の2第1項） 会計管理者の現金（歳入歳出外現金および基金に属する現金を含む。第24条第2項第5号において同じ。）の出納事務が正確に行われているか検査すること。

(6) 決算審査（法第233条第2項） 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

(7) 基金運用状況審査（法第241条第5項） 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査すること。

(8) 健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項） 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査すること。

2 法令の規定により監査委員が行うこととされている監査、検査、審査その他の行為（前項に規定する監査等を除く。）については、法令の規定に基づき、かつ、本基準の趣旨に鑑み、実施するものとする。

（倫理規範）

第3条 監査委員は、高潔な人格を維持し、誠実に、かつ、本基準に則ってその職務を遂行するものとする。

（独立性、公正不偏の態度および正当な注意）

第4条 監査委員は、独立的かつ客観的な立場で公正不偏の態度を保持し、その職務を遂行するものとする。

2 監査委員は、正当な注意を払ってその職務を遂行するものとする。

3 監査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 監査委員は、適切な監査計画に基づいて、監査委員の事務を補助する職員(以下「補助職員」という。)を指揮監督するものとする。

(専門性)

第5条 監査委員は、区の財務管理その他行政運営に関し優れた識見を有することが求められ、その職務を遂行するため、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図り、その専門性を維持および確保するため研鑽に努めるものとする。

2 監査委員は、補助職員に対し、監査委員の職務が本基準に則って遂行されるよう、区の財務管理その他行政運営に関して、自らの専門能力の向上と知識の蓄積を図るよう研鑽に努めさせるものとする。

(質の管理)

第6条 監査委員は、本基準に則って、その職務を遂行するに当たり求められる質を確保するものとする。そのために、補助職員に対して、適切に指揮および監督を行うものとする。

2 監査委員は、監査計画、監査等の内容、判断の過程、証拠および結果その他の監査委員が必要と認める事項を監査調書等として作成し、保存するものとする。

(代表監査委員および代表監査委員職務代理)

第7条 監査委員は、あらかじめ協議により、代表監査委員を定めるものとする。

2 代表監査委員は、監査委員に関する庶務を処理するほか、監査委員の合議の取りまとめ等を行うものとする。

3 代表監査委員は、あらかじめ代表監査委員職務代理を指名するものとする。

4 代表監査委員に事故あるとき、または欠けたときは、代表監査委員職務代理がその職務を行うものとする。

(補助職員の心得)

第8条 補助職員は、職務の遂行に当たって、つぎに掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 職責の重大性を認識し、常に研修に心がけ、法令等に精通するとともに絶

えず区政の現状に注意し、監査等の参考となる資料の収集に努めること。

(2) 監査等の実施に当たっては、監査計画に従い、監査対象についてあらかじめ十分研究すること。

(3) 監査等に当たっては、常に公平謙虚な態度で能率的な実施に努めるとともに、職務上知り得た秘密は他に漏らしてはならない。

## 第2章 実施基準

(リスクの識別と対応)

第9条 監査委員は、監査等の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容および程度を検討した上で、監査等を実施するものとする。

(内部統制に依拠した監査等)

第10条 前条のリスクの内容および程度の検討に当たっては、内部統制の整備状況および運用状況について情報を集め、判断するものとする。

2 監査委員は、監査等の種類に応じ、内部統制に依拠する程度を勘案し、適切に監査等を行うものとする。

(監査計画)

第11条 監査委員は、監査等を効率的かつ効果的に実施することができるよう、リスクの内容および程度、過去の監査結果、監査結果の措置状況、監査資源等を総合的に勘案し、監査計画を策定するものとする。

2 監査委員は、監査計画の前提として把握した事象もしくは状況が変化した場合または監査等の実施過程で新たな事実を発見した場合には、必要に応じて適宜、監査計画を修正するものとする。

3 監査計画は、監査基本計画および監査実施計画とするものとする。

4 前項の監査計画の決定は、監査委員の合議によるものとする。

(監査基本計画)

第12条 監査基本計画は、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとし、毎年2月に策定するものとする。

(1) 監査等実施方針 当該年度における監査等に当たって基本となる方針および監査等の種類別実施方針

(2) 年度監査日程 当該年度における実施予定の監査等の種類および種類別  
実施予定時期

( 監査実施計画 )

第13条 監査実施計画は、監査等の種類別に原則としてつぎに掲げる事項その他  
監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 監査等の種類

(2) 一般的・共通留意事項および重点事項等

(3) 監査等の期間( 定期監査については、実施時期を勘案し、分割して定める  
ものとする。 )

(4) 監査等の実施場所および日程

(5) 監査等の担当者および事務分担

( 監査等の実施手続 )

第14条 監査委員は、必要な監査等の証拠を効率的かつ効果的に入手するため、  
監査計画に基づき、実施すべき監査等の手続を選択し、実施するものとする。

( 監査等の証拠入手 )

第15条 監査委員は、監査等の結果を形成するため、必要な監査等の証拠を入手  
するものとする。

2 監査委員は、監査等の証拠を評価した結果、想定していなかった事象もしくは  
状況が生じた場合または新たな事実を発見した場合には、適宜監査等の手続  
を追加して必要な監査等の証拠を入手するものとする。

( 各種の監査等の有機的な連携および調整 )

第16条 監査委員は、各種の監査等が相互に有機的に連携して行われるよう調整  
し、監査等を行うものとする。

( 監査専門委員等との連携 )

第17条 監査委員は、必要に応じて監査専門委員を置き、必要な事項を調査させ  
ることができる。

2 監査委員は、監査等の実施に当たり、効率的かつ効果的に実施することがで  
きるよう、監査専門委員等との連携を図るものとする。

第3章 監査等の実施

( 事前通知 )

第18条 監査等を実施するときは、特別の場合を除き、あらかじめ議会、区長または関係のある委員会もしくは委員に通知するとともに監査対象部局等の長に、監査の種類、期日、場所等を通知するものとする。

( 事前調査等 )

第19条 監査等の実施に当たっては、監査対象部局等に対して、事前に監査等の種類ごとに項目および様式等を定めて必要な資料を提出させるものとする。

2 監査等を効率的かつ効果的に実施するため、資料の収集および分析ならびに必要なに応じて監査対象部局等から事情聴取など事前調査等を行うものとする。

( 事務事業概要の説明聴取 )

第20条 監査委員は、監査等の実施に先立ち、監査対象部局等の長に対して、所管する事務事業の概要についての資料を提出させるとともに説明を聴取するものとする。

( 監査等の方法 )

第21条 監査等は、書類監査および実地監査により行うものとする。

2 実地監査は、事実の实在性について、現物検証および現場検証を行うものとする。

( 監査等の結果の確定 )

第22条 監査担当者は、監査等が終了したときは、速やかに監査等の結果を監査事務局長に提出するものとする。

2 監査事務局長は、監査等の結果の内容を審査し、監査対象部局等の長と監査等の結果につき意見の交換をはかり、その公正を期するものとする。また、監査等の結果の確認を経て事務局案を作成するものとする。

3 監査委員は、事務局案を審議し、監査等の結果を確定するものとする。委員審議の過程において必要と認めるときは、監査対象部局等の長に対し、質疑を行うものとする。

#### 第4章 報告基準

( 監査等の結果に関する報告等の作成および提出 )

第23条 監査委員は、定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査

に係る監査の結果に関する報告を作成し、議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するものとする。

2 監査委員は、前項の監査の結果に関する報告については、当該報告に添えてその意見を提出することができるとともに、当該報告のうち特に措置を講ずる必要があると認める事項については勧告することができる。

3 監査委員は、例月現金出納検査の結果に関する報告を作成し、議会および区長に提出するものとする。

4 監査委員は、決算審査、基金運用状況審査および健全化判断比率審査を終了したときは、意見を区長に提出するものとする。

( 監査等の結果に関する報告等への記載事項 )

第24条 監査等の結果に関する報告等には、原則としてつぎに掲げる事項その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- (1) 本基準に準拠している旨
- (2) 監査等の種類
- (3) 監査等の対象
- (4) 監査等の着眼点(評価項目)
- (5) 監査等の実施内容
- (6) 監査等の結果

2 前項第6号の監査等の結果には、つぎの各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 定期監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。

- (3) 随時監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織および運営の合理化に努めていること。
- (4) 財政援助団体等監査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われていること。
- (5) 例月現金出納検査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり検査した限りにおいて、会計管理者の現金の出納事務が正確に行われていること。
- (6) 決算審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であること。
- (7) 基金運用状況審査 前項第1号から第5号までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、区長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていること。
- (8) 健全化判断比率審査 健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であること。

3 第1項第6号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正または改善が必要である事項が認められる場合、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて、監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

(合議)

第25条 監査等のうち、つぎに掲げる事項については、監査委員の合議によるものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告(定期監査、行政監査、随時監査および財政援助団体等監査に係るものに限る。以下同じ。)の決定
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の決定

- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の決定
- (4) 決算審査に係る意見の決定
- (5) 基金運用状況審査に係る意見の決定
- (6) 健全化判断比率審査に係る意見の決定

2 監査委員は、監査の結果に関する報告の決定について、各監査委員の意見が一致しないことにより、前項の合議により決定することができない事項がある場合には、その旨および当該事項についての各監査委員の意見を議会、区長および関係のある委員会または委員に提出するとともに公表するものとする。

(公表)

第26条 監査委員は、つぎに掲げる事項を監査委員全員の連名で公表するものとする。

- (1) 監査の結果に関する報告の内容
- (2) 監査の結果に関する報告に添える意見の内容
- (3) 監査の結果に関する報告に係る勧告の内容

2 監査結果の公表は、練馬区公告式条例（昭和25年9月練馬区条例第46号）に定める掲示場に掲示して、これを行うものとする。

(措置状況の公表等)

第27条 監査委員は、監査の結果に関する報告後、当該監査の結果に関する報告を提出した者および当該監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から、措置の内容について文書により回答を求めるものとする。

2 監査委員は、監査の結果に関する報告を提出した者および監査の結果に関する報告に係る勧告をした者から措置の内容の通知を受けた場合は、当該措置の内容を公表するものとする。措置の内容の公表においては、前条第2項の規定を準用する。

## 第5章 委任

第28条 この基準の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

## 付 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。



令和 5 年 2 月 27 日  
練馬区監査委員決定

## 令和 5 年度練馬区監査基本計画

練馬区監査委員監査基準（令和 2 年 2 月 25 日練馬区監査委員決定）第 12 条の規定に基づき、令和 5 年度練馬区監査基本計画をつぎのとおり策定する。

### 1 区政をめぐる動向と監査

我が国の経済は、コロナ禍により大きな打撃を受けたものの、今のところ景気は緩やかに持ち直している。一方、ロシアのウクライナ侵略などの不安定な世界情勢は、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、エネルギーや食料品を中心とする物価上昇が続いており、経済の先行きは不透明感が増している。

これに対し、区は、「これまでの政策展開の成果を踏まえ、練馬区の更なる発展に向けた取組を強化する予算」を基本的な考え方とし、改定アクションプランや「(仮称)取組強化プラン」の着実な実行、新型コロナと共存する社会を実現するための対策、物価上昇への対応などを中心に、令和 5 年度当初予算の編成を行ったところである。

このような状況下、区は事業の効率性・実効性を更に向上させるとともに、職員の働き方や事務の内部統制の体制を見直し、より一層の事務の適正性を確保することが求められる。

こうした区政を取り巻く状況の下、監査委員は、練馬区監査委員監査基準に基づき、公正不偏の立場から区民の視点に立って監査を行うとともに、区の行財政運営の効率化はもとより、事務の適正性および透明性の確保を図る。

### 2 基本方針

監査の実施に当たっては、監査対象のリスク(組織目的の達成を阻害する要因をいう。)を識別し、そのリスクの内容および程度の検討を行うものとする。

各種監査を通じて、区の事務事業における合规性、経済性、効率性および有効性を検証し、必要に応じて事務事業の改善を求めることにより、区政に対する区民の信頼確保を図る。

監査委員の「指摘」のみならず、監査時の個々の「要請」および「口頭指導」についても確実に改善されるよう、各所管(指摘等に係る当該事業の総合調整を行う所管を含む。)の主体的な内部統制の取組を支援し、改善を含めた事務事業の確実な引継ぎや改善状況をフォローアップすることにより、監査の実効性を高める。

過去の監査結果等を踏まえて改善状況を把握し、軽微な誤りの繰り返しが重大な過誤につながりうることを注意喚起することにより、重大事故の未然防止を図り、区民の信頼に応える。また、模範となる取組については、監査結果等により評価する。なお、全所管の改善に向けた取組の参考となるよう、監査結果等の情報を適宜提供する。

個別監査の実施に当たっては、必要に応じ専門的知見を有するものの活用を図る。

区の事務事業におけるデジタル技術の活用状況等を踏まえて、監査手法についても適宜見直し、監査の効率化と質の向上を図る。

公共サービスの提供主体が区民・事業者との協働により様々な広がりを見せる中で、サービスの質の確保や向上の面等から、担当部署による履行確認等が適切に機能しているか検証し、事務の有効性の確保を図る。

新型コロナウイルス感染症の感染状況を始めとする社会情勢の大きな変化を踏まえ、区の対応状況等に即して、監査の実施を柔軟に見直し、必要な監査等を適切に実施する。

### 3 個別監査実施方針 \*以下で「法」とは地方自治法を指す。

#### 定期監査

#### ア 財務等監査（学校監査を含む。）（法第199条第1項および第4項）

区の事務事業について、法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証する。

検証に当たっては、財政援助団体等監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を高めて実施する。

#### イ 工事監査（法第199条第1項および第4項）

対象工事の計画、設計、積算および施工が適正に執行されているか等を、技術面を中心に検証する。

#### 随時監査（法第199条第1項および第5項）

随時に行うことがより効果的と判断できる場合など、必要があると認めるときに、定期監査に準じて実施する。

#### 行政監査（法第199条第2項）

さらなる改善が期待される事務事業を取り上げ、合規性、経済性、効率性および有効性の観点から、体系的かつ総合的に検証する。

#### 財政援助団体等監査（法第199条第7項）

財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者等）への補助金等が要綱等に基づき適正に交付され、また担当部署の履行確認、指導監督が適切に行われているか等を検証する。

検証に当たっては、定期監査の結果などを有機的に連携させ、相乗効果を

高めて実施する。

例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

現金の出納について、事務が正確に、適正に行われているか等を検証する。

決算審査（法第233条第2項）

予算の執行および財産管理が適正かつ効率的に行われているか、各会計歳入歳出決算書等を審査し、意見を付す。

基金運用状況審査（法第241条第5項）

基金の運用が適正かつ効率的に行われているかを審査し、意見を付す。

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）

財政の健全化判断比率を示す計数の的確性や算定が適切に行われているかを審査し、意見を付す。

その他の監査

住民監査請求による監査（法第242条第5項）、住民の直接請求による監査（法第75条第3項）、議会の要求による監査（法第98条第2項）、区長の要求による監査（法第199条第6項）、指定金融機関の行う公金の収納支払事務に関する監査（法第235条の2第2項）、職員の賠償責任に関する監査（法第243条の2の2第3項）および職員の賠償責任の全部または一部の免除をしようとする場合の意見（法第243条の2の2第8項）について、請求等に基づき実施する。

#### 4 監査の日程

定期監査

ア 財務等監査（学校監査を含む。） 令和5年4月～令和6年1月

イ 工事監査 令和5年5月～令和6年1月

随時監査 必要に応じて実施

行政監査 令和5年7月～令和6年3月

財政援助団体等監査 令和6年1月～2月および必要に応じて実施

例月現金出納検査 毎月25日前後に実施

決算審査（基金運用状況審査を含む。） 令和5年7月～8月

健全化判断比率審査 令和5年7月～8月

その他の監査 請求等に基づき実施

各監査の日程については別紙「令和5年度監査等実施予定表」を参照

#### 5 監査結果等の提出、公表および監査結果に基づいて講じた措置の公表

監査結果等の作成に当たっては、区民等により詳細が伝わるような表現および内容に努める。

監査結果等は、速やかに議会および区長等に提出する。

監査結果等を告示により公表するとともに区民情報ひろばで閲覧に供しホームページに掲載する。

区長等から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知を受けたときは、上記と同様に公表等する。

令和5年度(2023年度)  
練馬区監査結果報告集

令和6年(2024年)9月発行

編集・発行 練馬区監査事務局  
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1  
電話 03(5984)4729

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。